

## 第 3 分 科 会 (No. 5)

1 日 時 令和6年9月25日(水)  
午前10時00分 開会  
午前11時58分 休憩  
午後 0時59分 再開  
午後 2時05分 閉会

2 場 所 第2委員会室

### 3 出席委員 (16人)

主 査	出口 成 信	副 主 査	泉 日出夫
委 員	田 仲 常 郎	委 員	井 上 秀 作
委 員	渡 辺 均	委 員	西 田 一
委 員	松 岡 裕一郎	委 員	富士川 厚 子
委 員	木 畑 広 宣	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	河 田 圭一郎
委 員	浜 口 恒 博	委 員	山 内 涼 成
委 員	松 尾 和 也	委 員	三 原 朝 利
(委 員 長	藤 沢 加 代	副 委 員 長	吉 村 太 志)

### 4 欠席委員 (1人)

委 員 中 島 慎 一

### 5 出席説明員

都市整備局長	石 川 達 郎	総務用地部長	埜 谷 章 子
総務課長	平 野 伸 治	道路部長	北 島 徳 隆
管理課長	田 村 博 道	道路維持課長	田 村 浩 之
長寿命化担当課長	楠 根 経 年	道路計画課長	竹 島 久 美
道路建設課長	平 野 研	河川公園部長	船 越 英 明
水環境課長	渡 辺 晴 子	河川整備課長	若 本 晃 一
公園管理課長	岡 村 宏 幸	みどり公園課長	高 尾 淳 三
折尾総合整備事務所長	太 田 昭 夫	整備課長	田 口 智 康
住宅部長	今 崎 頼 子	住宅計画課長	藤 尾 直 彦

住宅管理課長 岩本浩幸 住宅整備課長 崎田禎之  
外 関係職員

## 6 事務局職員

議事係長 佐々木 雄一郎 書記 岩瀬 美咲

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第89号 令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第94号 令和5年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	
3	議案第98号 令和5年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
4	議案第99号 令和5年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	

## 8 会議の経過

### ○主査（出口成信君）開会します。

本日は、都市整備局関係議案の審査を行います。

議案第89号のうち所管分、94号、98号、99号のうち所管分の以上4件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。都市整備局長。

○都市整備局長 皆様おはようございます。第3分科会の皆様におかれましては、平素より都市整備行政、建築建設行政につきまして御指導、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

都市整備局では、昨年度まで建設局、建築都市局が所管しておりました事業のうち、主に都市基盤や市有施設の整備等によりまして市民生活を支えるという役割を担っております。道路、公園、河川の整備、維持管理、長寿命化でございますとか、地域拠点の再整備、公共空間の活用による地域の魅力向上などの推進、また、民間住宅の利活用等によります市営住宅の集約の再配置の推進でございますとか、住宅セーフティネットの中心でございます市営住宅の持続可能な運営、さらに、市有建築物における脱炭素にも配慮しました整備や老朽化対策、公共

施設マネジメントなどにおけます技術支援などを行っております。

決算の詳細につきましては、総務用地部長より説明させていただきます。

それでは、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 総務用地部長。

**○総務用地部長** 着座にて御説明させていただきます。

都市整備局所管の決算議案4件及び指定管理者の評価結果について、タブレット配付資料により説明いたします。長くなりますけれども、しばらくお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

初めに、歳出決算の総額について説明いたします。

タブレット資料の令和5年度歳出決算総括表、都市整備局所管分をお願いいたします。

一番下、参考の表、一般会計と3つの特別会計を合わせた歳出決算の総額は、予算現額593億8,837万円に対し、支出済額441億9,510万円で、翌年度繰越額100億3,027万円を含めた執行率は91.3%となっております。

それでは、議案について御説明させていただきます。

まず、歳入歳出決算につきまして、令和5年度歳入歳出決算事項別明細書により議案順に御説明いたします。

なお、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算のうち所管分でございます。

タブレットの17ページをお願いいたします。17ページです。

まず、歳入です。

歳入は主な目について御説明いたします。

表の上から1つ目、17款1項8目土木使用料、右ページの3列目、収入済額の欄を御覧ください。

10億3,732万円のうち所管分は10億3,357万円で、道路、河川、公園の占用料などです。

2つ下、10目建築行政使用料、収入済額59億6,924万円は、市営住宅使用料などです。

タブレットの21ページをお願いいたします。21ページです。

上から5つ目、18款2項8目土木費国庫補助金、収入済額70億4,442万円のうち所管分は66億2,443万円で、道路、河川、公園などに係る国庫補助金です。

2つ下、10目建築行政費国庫補助金、収入済額13億4,646万円のうち所管分は11億3,424万円で、市営住宅などに係る国庫補助金です。

タブレットの37ページをお願いいたします。37ページでございます。

上から5つ目、25款1項7目土木債、収入済額132億3,610万円のうち所管分は125億7,920万円で、道路、河川、公園などに係る市債です。

2つ下、9目建築行政債、収入済額18億4,000万円は、市営住宅に係る市債です。

飛びまして83ページをお願いします。83ページです。

次に、歳出です。

歳出は、目ごとに御説明いたします。

目の欄の上から1つ目、9款1項1目職員費、右ページの2列目、支出済額の欄を御覧ください。

支出済額43億3,154万円のうち所管分は34億3,376万円で、職員416人の人件費です。

下から1つ目、2項1目土木総務費、支出済額7億429万円は、道路、河川の台帳整備や放置自転車対策事業などの経費です。

次のページをお願いします。

下から1つ目、3項1目道路維持費、支出済額80億7,448万円のうち所管分は80億1,348万円で、側溝のしゅんせつ、除草などの維持修繕や橋りょう、トンネルの長寿命化事業などの経費です。

その2つ右の列、繰越明許費の欄を御覧ください。

繰越明許費18億8,816万円は、国道322号ほか38路線の維持経費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。

上から1つ目、2目道路新設改良費、支出済額46億475万円は、恒見朽網線や国道211号などの新設改良経費です。

繰越明許費8億3,431万円は、恒見朽網線ほか7路線の整備費を今年度へ繰り越したものです。

一番下、3目交通安全施設等整備費、支出済額18億3,191万円は、交差点改良や歩道整備などの経費です。

繰越明許費6億9,538万円は、本城熊手線ほか19路線の整備費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。86ページでございます。

上から1つ目、4目道路景観整備費、支出済額2億5,041万円は、小倉駅南北公共通路の改修や中央分離帯防草対策などの景観整備経費です。

繰越明許費7,587万円は、国道199号ほか6路線の整備費を今年度へ繰り越したものです。

一番下、4項1目河川維持費、支出済額4億5,971万円は、河川の美化、しゅんせつ、維持補修などの経費です。

次のページです。87ページでございます。

上から1つ目、2目河川改良費、支出済額32億8,865万円は、重点河川整備事業や豪雨災害から市民を守る緊急対策事業などの経費です。

繰越明許費14億3,187万円は、神嶽川ほか17河川の改良費を今年度へ繰り越したものです。

タブレットの89ページをお願いします。89ページです。

上から1つ目、3目街路事業費、支出済額44億8,720万円のうち所管分は42億7,805万円で、戸畑枝光線や折尾地区総合整備事業の連続立体交差事業などの整備費です。

繰越明許費23億933万円は、戸畑枝光線ほか13路線及び連続立体交差事業等の街路事業費を今年度へ繰り越したものです。

2つ目、4目公園管理費、支出済額27億1,898万円のうち所管分は18億1,113万円で、公園、霊園、街路樹等の維持管理などの経費です。

次のページです。90ページでございます。

中ほど、5目公園建設費、支出済額23億9,875万円は、桃園公園等施設再配置推進事業や地域に役立つ公園づくり事業などの経費です。

繰越明許費5億8,151万円は、文化記念公園ほか20公園の整備費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。91ページでございます。

一番下、6項1目繰出金、支出済額13億3,898万円のうち所管分は13億3,744万円で、土地区画整理特別会計及び土地取得特別会計への繰出金です。

94ページをお願いします。94ページです。

一番下、11款1項1目職員費、支出済額15億5,965万円のうち所管分は10億8,221万円で、職員136人の人件費です。

次のページです。95ページです。

上から1つ目、2項1目建築総務費、支出済額3億7,066万円のうち所管分は1億3,718万円で、建築管理事務などの経費です。

一番下、住宅管理費、支出済額35億5,440万円は、市営住宅の各種工事や設備点検などの経費です。

繰越明許費8,266万円は、給水設備の整備費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。

一番下、3項1目公営住宅建設費、支出済額16億9,362万円のうち所管分は14億7,050万円で、丸山団地など老朽化した市営住宅の集約建て替えに要した経費です。

繰越明許費5億28万円は、春の町団地などの整備費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。97ページです。

上から1つ目、2目既設住宅改善費、支出済額12億5,224万円は、市営住宅の外壁長寿命化や耐震改修などの経費です。

繰越明許費1億4,442万円は、外壁長寿命化の整備費を今年度へ繰り越したものです。

113ページです。113ページをお願いします。

下から1つ目、14款2項1目一般土木施設災害復旧費、支出済額8,915万円は、令和5年梅雨

前線豪雨により被災した道路、河川、公園の復旧費です。

繰越明許費1億2,192万円は、吉田川ほかの復旧費を今年度へ繰り越したものです。

一般会計決算の説明は以上です。

続いて、都市整備局所管の3つの特別会計について御説明いたします。

飛びまして、タブレットの141ページをお願いします。141ページです。

まず、議案第94号、令和5年度北九州市土地区画整理特別会計決算について御説明いたします。

なお、本会計は、折尾地区及び旦過地区の土地区画整理事業に係るものです。

まず、歳入です。

歳入は、主な目について御説明いたします。

目の欄の上から3つ目、2款1項1目土地区画整理事業費補助金、右のページの3列目、収入済額5億5,498万円は、区画整理事業に係る国庫補助金です。

一番下、4款1項1目一般会計繰入金、収入済額13億3,568万円は、区画整理事業の職員費等に係る一般会計からの繰入金です。

次のページです。142ページです。

下から1つ目、7款1項1目土地区画整理事業債、収入済額11億3,640万円は、区画整理事業に係る市債です。

次のページです。143ページです。

次に、歳出です。

歳出は、目ごとに御説明いたします。

上から1つ目、1款1項1目区画整理総務費、右のページの2列目、支出済額2億2,699万円は、区画整理事業に係る人件費などです。

2つ目、区画整理事業費、支出済額23億3,913万円は、折尾地区における宅地整備工事及び建物移転補償並びに旦過地区における換地計画及び建物移転補償などに要する経費です。

繰越明許費11億5,717万円は、折尾地区における道路改築工事及び建物移転補償、並びに旦過地区における建物移転補償調査業務などに要する経費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。

2項1目繰出金、支出済額6億4,839万円は、市債に係る利子等を公債償還特別会計に繰り出したものです。

土地区画整理特別会計決算の説明は以上です。

次に、タブレットの161ページをお願いします。161ページです。

続きまして、議案第98号、令和5年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について御説明いたします。

なお、平成8年度末で新規の貸付けを廃止しておりますので、現在は既存の貸付金の償還事

務のみを行っております。

まず、歳入です。

歳入は、主な目について御説明します。

目の欄の上から4つ目、2款1項1目繰越金、収入済額2億6,677万円は、前年度からの繰越金です。

タブレット163ページをお願いします。

次に、歳出です。1款1項1目住宅新築資金等貸付償還事業総務費、右のページの2列目、支出済額13万円は、貸付金の償還事務に要した経費です。

住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明は以上です。

タブレットの165ページをお願いします。165ページです。

続きまして、議案第99号、令和5年度北九州市土地取得特別会計決算のうち所管分について御説明します。

まず、歳入です。

歳入は、主な目について御説明します。

目の欄の上から2つ目、1款2項1目不動産売払収入、収入済額11億1,631万円のうち所管分は1億5,031万円で、用地買戻しに伴う不動産売払収入です。

2つ下、3款1項1目土地先行取得債、収入済額13億9,750万円のうち所管分は8億3,050万円で、土地の先行取得に伴い発行した市債です。

次のページです。

次に、歳出です。

歳出は、目ごとに説明いたします。

目の欄の上から1つ目、1款1項1目都市計画街路事業費、右のページの2列目、支出済額6億1,143万円は、折尾青葉台線、7号線ほか3路線の土地取得費用です。

繰越明許費2億733万円は、折尾青葉台線、7号線ほか2路線の土地取得費用を今年度へ繰り越したものです。

その下、2目道路新設改良費、支出済額2億9,486万円は、恒見朽網線ほか2路線の土地取得費用です。

一番下、2項1目繰出金、支出済額10億4,335万円のうち所管分は7,587万円で、地方債の償還経費に充当するため、土地売払収入及び市債の利息等を公債償還特別会計に繰り出したものです。

土地取得特別会計決算の説明は以上です。

最後に、令和6年度指定管理者の評価結果について、令和6年度指定管理者評価結果一覧により御報告いたします。

資料の5ページをお願いします。

所管分の多段階評価の対象となる施設は、指定期間の最終年度で、次回選定に向けた評価となります。通し番号44番のうち、北九州市ほたる館と、その2つ下、46番、河内自転車貸出し施設から、次のページ、50番、市営住宅までの計6施設です。

このうち、通し番号47番、自転車駐車場19施設につきまして、幸い大事には至りませんでした。トイレで利用者がいるにもかかわらず確認を十分に行わず入り口を施錠するという、利用者の生命に関わりかねない安全性が懸念される重大な事案や、市に提出する文書において消せる筆記用具の使用や修正液による修正など、不正経理につながりかねない事案など、改善が必要な事例が度々発生いたしました。市として繰り返し指導を行ってまいりましたが、指定管理者の管理能力などの面で課題が残ると考え、努力が必要であるDランクの評価とさせていただいております。

そのほかの施設は、優れているAから適正であるCランクの評価としております。

なお、評価結果の詳細は、8月29日から市のホームページで公表しておりますので御覧ください。

以上で都市整備局関係議案等の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして御賛同賜りますようお願いいたします。

**○主査（出口成信君）** これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありますか。公明党、富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 私からは大きく3点お伺いします。

まず、1点目は、有料自転車駐車場の一部無料化についてです。

このたび市が管理する有料自転車駐車場のうち若松渡船場、若松駅前、本城駅前、陣原南、北の5か所が来年4月1日から無料化になります。まず、利用状況を踏まえて、今回の決定に至ったかと思いますが、令和5年度のこの5か所と他の駐輪場との利用状況の違いについてお伺いします。

もう一つは、駐輪場についてはシルバー人材センターが指定管理者として管理業務を行っていたと思いますが、次期指定管理者の公募に合わせて来年4月1日から一部無料化の方針を公表する運びとなったと思うんですが、指定管理者に対する説明はきちんとなされているのか。また、無料化になったとき、人を配置するのか、併せて教えてください。

次は、勝山公園についてです。今、勝山公園でイベントが昨年ぐらいから結構大きく開催されていると思います。昨年どのぐらいイベントが開催されたのか。また、使用後の芝ですね、イベント後、結構間引きされて、土が出てきているように思いますが、あの芝は今の状態が普通なのか。一般論として勝山公園の芝の管理をどのように考えているのか教えていただきたいのと、あとイベント開催前ですね、結構お店を出される業者が車で勝山公園の中に入っていくんですけど、小倉北警察署からは右折して勝山公園には入れないんですが、結構朝とかト

ラックが右折して入っているんですね。そういうようなイベント始まる前とか、申請したときに徹底しないと、私は逆に且過市場から市役所に入るときに、全く反対の車が、結構大きいトラックとかが来るから、事故につながるんじゃないかなって思うんですけども、そういう徹底はされているのか。車が公園に入って芝が悪くなっていないのか、併せて教えていただきたいと思います。

3点目が、市営住宅についてです。

公共施設で一番大きな割合を占めているのが市営住宅であると思いますが、入居者の高齢化、また、空室も増えてきているのかなとも思います。でも、市営住宅に入居したい方は多くいらっしゃって、抽せんの倍率も市の平均は8倍、小倉北区でも11.6倍となっています。この抽せんが2か月に1回しかなくて、漏れた方っていうのはどういう生活をされているのかと、空室の割合と抽せんの割合が合っているのか。現在の空室数と全体から空室が何%あるのか教えていただきたいのと、子育て世帯の入居率もどのぐらいか教えてください。

あと令和5年度の市営住宅の修繕費、また、市営住宅を1棟建てた場合、昔は家賃が今みたいに所得制限とかなかったんじゃないかなと思うんですけど、今所得制限がある中で、低所得の方が入った場合の家賃に対しての建設費とか費用対効果ですね。1棟に対して市がどのぐらい負担しないといけないのか、今後市営住宅の在り方をどのように考えているのか教えてください。以上です。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 無料化に伴った利用状況、それから、指定管理に当たってシルバー人材センターにちゃんと説明したかとか、今後の配置をどうされるかというところのお答えを差し上げたいと思います。

今回無料化するという方針を決めました先ほどの5つの利用状況ですが、収容台数に対してなんですが、若松渡船場に対しては13%、若松駅は27%、本城駅は16%、陣原の北は18%、南は23%という低い数字になっています。私どもとしては、今有料で運営してまして、施設をできるだけ利用していきたいと、稼働させていきたいという観点から、今回利便性を上げること、利用率を上げるということを目的に無料化するという方針に至ったところです。

それから、次回の指定管理に当たってシルバー人材センターに事前に説明したかというお話ですが、現状の指定管理の契約としましては、今年度いっぱいまでの契約になっておりまして、無料化は来年度以降の次期指定管理者に対して無料でしていただくという形になります。なので、事前にシルバー人材センターに対して説明すると、次回替わる可能性もございますので、来年度以降の指定管理を公募するに当たって、無料化の内容を盛り込んだ上で公募をかけておりますという状況です。

それから、無料化した施設に対する人員配置でございますが、基本的には無人化を考えています。ただ、当面、駐輪状況が、きれいに置いていただかなきゃいけないとか、それから、清

掃とかをしなきゃいけないと考えておりますので、当面の間はそういった自転車の整序活動であつたりとか、あと場内の清掃活動を続けていきたいと思っています。以上です。

○主査（出口成信君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ほかの駐輪場との違いは。

○主査（出口成信君） 道路維持課長。

○道路維持課長 ほかの駐輪場ですね、次期指定管理から基本的にはD Xを進めると考えておりまして、具体的に何かといいますと、入り口の部分に自動ゲートというのを順次導入していこうと思っています。自動ゲートを導入することによりまして、基本的にはキャッシュレス対応、それから、24時間利用というのを目指していきたいと思っております、ほかの駐輪場におきましても、極力省力化して、必要最低限の人員はほかの駐輪場も配置はしますけれども、基本的には人が今に比べればほぼいない形になろうかと思えます。以上です。

○主査（出口成信君） 公園管理課長。

○公園管理課長 勝山公園の件に関しましてお答えさせていただきます。

イベントの回数はこちらで今手持ちはないんですけども、勝山公園の土曜、日曜、祝日の集客イベントの開催率というところで申しますと、令和5年度、達成率84%のイベントを開催したという状況になっております。

それと芝の管理につきましては、特に今年猛暑でなかなか雨が降らなかったというところもありまして、芝の状態がちょっとどうかというところは我々も懸念をしております。今、勝山公園、指定管理者で管理をしています。この管理は都市戦略局が窓口になってやり取りをしております。ですから、そちらを通じて我々も今確認しておるところでは、やはり雨が、特にこの週末また雨が降りましたので、少し緑が戻ったという状況もございましたけども、まず、肥料等を入れて芝を管理していくと。この冬に、来年春に向けて整理をしていこうということで今指定管理者と話をしていると聞いております。

入場も指定管理者がイベントを開催するという形になりますので、周知徹底というのはこちらからまた再度整理をしてお伝えしていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 道路維持課長。

○道路維持課長 すみません。ちょっと答弁漏れがありました。先ほど申し上げました5施設以外の利用状況です。先ほどの5施設以外、残る19施設有料駐輪場ございますが、平均すると65%の利用率でございます。以上です。

○主査（出口成信君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅につきましてお答えさせていただきます。

まず、市営住宅の空き室と、あと応募倍率の件について御説明いたします。

令和5年度に関しては、市営住宅の入居率は80.4%となっております。そして、政策閉鎖をしておったり事故室などを除いた形での利用可能な空き家というところですが、現在のところ

6,068戸ございます。

次に、この中で募集に漏れた方はどのような形になっておるかというところなんですが、落選された方のその後の状況については資料がございませんが、令和6年2月募集のときの申込者の属性で言いますと、やはり一番多いのは民間賃貸住宅、そしてあとは他の市営住宅から御希望する市営住宅に申し込まれている方もいらっしゃいます。また、御家族と同居しておるとい方などもいらっしゃいます。

次に、子育て世帯につきましてですが、令和6年4月1日時点で入居されておる約2万4,000戸に対して子育て世帯は、18歳未満のお子さんと同居する世帯という形で抽出しておりますが約2,700件、子育て世帯の割合は11.3%となっております。

そして、最後に家賃につきまして御説明いたします。

市営住宅の家賃につきましては、国が定めた家賃算定基礎額というものにお部屋の規模である規模係数や立地場所による立地係数、あと建ってから年数の経過年数係数、そして、町なかか郊外かというところの利便性係数、これらの係数を掛け合わせることで家賃を決定しております。個別に棟ごとでの収支という形では算定はしておりません。市営住宅全体として収支の均衡を図っておるといところでございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 住宅整備課長。

**○住宅整備課長** 市営住宅の維持管理費がどのくらいかかっているかということで、その件をお答え申し上げます。

維持管理に関しましては、大きく3事業ございまして、その決算額を申し上げます。

まず、外壁改修等を行います市営住宅計画保全事業で8億7,700万円、それと市営住宅の耐震改修を行います耐震改修事業で2億6,800万円、それと市営住宅の緊急の外壁の改修を行います外壁緊急改修事業で6,000万円となっております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 住宅計画課長。

**○住宅計画課長** 市営住宅の今後の取組についてお話をさせていただきます。

市営住宅については、平成28年2月に策定しました公共施設マネジメント実行計画に基づいて、今後の世帯数の減少等に合わせて、住宅に困窮している世帯に配慮しつつ、管理コストの縮減を進め、40年後には管理戸数を2万戸に削減することとしてございます。平成28年2月に策定した実行計画は、来年度第1期の10年目を迎えるということで、現在再来年度以降の2期計画の策定を進めているところでございます。その中で、2期計画における集約の対象団地、戸数、そういったものを設定していきたいと、そのように考えてございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** ありがとうございます。

まず、自転車の駐輪場ですね、無料になる部分で、何で聞いたかということ、ここの5か所で働いているシルバー人材センターの方、50人程度いらっしゃるのかなと思いますけど、確かに

言われるように来年度シルバー人材センターが指定管理者になるかどうか分かりませんが、働いている方々の心情を考えると、やはり丁寧な説明っていうのは必要じゃないかなって思います。無人化を考えているんだったら、その方たちもシルバー人材センター自体も仕事が完全になくなるわけですから、取れなくてもなくなることはなくなるんですけども、何かしら今後大きな方向転換する際には、やはりちょっと丁寧な説明っていうのが必要ではないかなと思いました。

私もこの場か勉強会かで以前言わせていただいたんですけど、今年3月からようやく定期券がPay Payで電子決済が導入されるようになってすごくうれしいんですけども、この利用に関して、シルバー人材センターの方が窓口へいらっしゃってトラブルとか、そういうことはなかったのか伺います。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 指定管理の評価の中にも一部入っているんですけども、例えばシルバー人材センターに管理人として入っていただいているんですけども、お声がけして定期券を買いたいとか、ちょっと問合せしたいとかというときに、例えばですけども、管理室におられなかったりとか、ちょっと休憩されていたりとか、声をかけても振り向いてもらえなかったりとか、そういったささいなことは多々ございます。

それから、先ほども説明の中で、今回の評価の原因の中で不正経理につながるようなことというところございまして、本来であればしっかりとボールペンで書いて報告していただくっていうところを消せるペンを使ったりとか修正液を使って、それをそのまま御提出されているような状況があったりとか、それからあと単純なミスですけども、縦横計算が間違っていたりとか、そういったことはもう多々ございました。そういった面で、例えばですけども、本来であれば管理人の方からシルバー人材センターに報告を出されて、シルバー人材センターがそれをチェックした上で私どもに提出いただければ何も問題なかったんですけども、それをそのまま右から左に流すような形で市に提出されていたと、そういった感じのトラブルっていうのがちょっと多かったということです。以上です。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました。何か閉じ込めでしたかね、施錠か何かされたということで、本当にその被害に遭った方は何かちょっと恐怖症というか、やはりいろんな部分で心理的な負担もあるかと思えますし、そういう部分ではしっかりシルバー人材センターの方に指導していただきたいなということは要望します。

今回、Pay Payとかもこの5つの無料化になるところにも設置したんじゃないかなって思ったんですけども、こういうデジタル化はシルバー人材センターの高齢の方もPay Payのやり方とか多分覚えたんじゃないかなと思うんですけど、結局5つ無料化になって、パソコンとか、どっちが導入されているのか分かりませんが、そういうお金とかかけた時間とか、

これが何か無意味だなんて思われたいのかなというのが心配になったんですけど、そういうことはあまりないんですかね。無料化になる、結局一年しか使わないことになるんですよ。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** パソコンなりそういう通信環境はこちらで御用意して導入しております。今回、駐輪場の話で今DXがピックアップされていますけれども、駐輪場以外にも放置自転車を回収した保管所というのがございまして、そちらも同じようにデジタル化をして、例えば駐輪場もそうですし、保管所もそうなんですけども、台帳関係のデジタル化を進めようと思っています。そういった先ほど申し上げました人的なミスっていうのをできるだけ減らしていこうということでデジタル化を進めようとしていまして、今回無料化する施設は5つございまして、そちらで導入した通信機器等は、保管所に回して活用しようと思っています。以上です。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました。ありがとうございます。今、自転車を使う方は多くいらっしゃると思いますので、安全で安心な駐輪場の運営を行っていただきたいと要望します。

次に、勝山公園ですね。勝山公園というのは、たしかシンボル公園という位置づけになっているかなと思いますけれども、やはりイベントが多くて芝の手入れっていうのは難しいんじゃないかなって。また、天気によっても、さっきも言われていたけど、雨が降らないとって言われていました。この後ろに住んでいるマンションの方もいらっしゃるって、あそこはやっぱり草刈りするとその草が上に上がってきて、やはりマンションの方、公園側が出入口になっていますので、私もすごくあれで何か気分が悪くなるって言われる声を伺ったこともあって、多分一度言ったこともあるんじゃないかなと思うんですけども。そういう意味で、今高機能な人工芝とかあって、福岡大名ガーデンシティとか、あそこはきれいに人工芝敷いて、私も1回行ってみましたが、子供連れとか若い方とかお年寄りとかいろんな世代の方がゆったり下に何か敷物を敷いて休んだりとかされているのを見ると、本当土や砂ぼこりが出るようなところよりは人工芝だってお祭りして飲物買ってこぼしても、その土のところは汚れるけど芝のところは何もないとか、そういう意味で、何か人工芝っていうのは考えられないのか、また、市内の公園で人工芝を敷いているところはあるのか教えてください。

**○主査（出口成信君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 人工芝についてお答えいたします。

人工芝はとても有利な点がございまして、草刈りが必要ないですとか、水やりが必要ないですとか、あるいは通常の利用であれば、人間が乗る程度の利用であれば10年程度の耐久性はあるという特徴はございますけれども、逆に人間以外が乗る、例えばイベントでテントを張るですとか、ステージを建てるですとか、そういった利用に際しては、耐久年数が非常に短くなるという欠点もございます。さらに、通常天然芝から比較すると、お値段的には5倍から10倍ぐらいしますので、初期投資の部分で非常にお金がかかるという欠点もございます。なので、

非常に大きな面積を施工する場合、そこら辺のバランスを考えて施工しないといけないとは考えております。ですので、イベントの多い勝山公園では人工芝よりもやはり天然芝のほうが非常に利用に関しては適しているのではないかと考えております。

ほかの公園で人工芝がないかということですが、例えば同じ勝山公園の中でも斜面を使った草り場とか、そういったところには人工芝を用いております。あとそれ以外には、例えばテニスコートの人工芝等もございますけれども、通常の芝生広場として利用する部分については、人工芝というのは使っておりません。以上です。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました。ありがとうございます。値段が高いですけど、長い目で見たらどっちがいいのか検討もしていただきたいなと思いますし、小倉駅の裏のあさの汐風公園も結構何かサッカーの練習とかで使われているというお話も聞きますので、ああいうところも何か人工芝にできないのかなって要望いたします。

次に、市営住宅ですけども、空き室が6,068って言われたんですけど、これが多いのか少ないのか、私は多いのかなと。入居率80%いるんですけども、でも、やっぱり応募される方がいっぱいいるけど入れない方も多いうって、人気なところと人気じゃないところの差がすごくあるんだろうなって思います。確かに市営住宅は昭和50年代ぐらいに多分すごくいっぱい造られていて、40年、50年ぐらいたったのが多いことを考えると、昭和の時代から平成、令和で時代が2つ替わっている中で、やっぱり生活スタイルっていうのが本当に変わっていて、その中で市営住宅の間取りとかというのが、ずっと住んでいる方はあれなんでしょうけど、新しく入りたいと思う方にとってニーズが合っていないのかなっていうのはどなたも言われることなんですけれども。今また人口に対しての戸数も多いんじゃないか、これから減らしていくって言うこと言われていたんですけど、今後も建て替えとかがあったら、コンクリートのそういう団地を造っていく考えなのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

**○主査（出口成信君）** 住宅計画課長。

**○住宅計画課長** 市営住宅の今後の建て替えについてお答えいたします。

先ほどおっしゃられたとおり、市営住宅は昭和45年から10年間の間に今の現在の戸数の3万3,000戸の約半分を建てた建物で、そのときの機能だとか間取りとか、そういったものと比べると、今現在の建物って随分中身が変わってきております。その当時の建物には風呂がなかったりとか洗濯機置場ももうベランダでやっていたりとか、そういうのがございまして、そういうところに今入居者の方は住まわれているんですけども、今建っている建物については、もうユニットバスのお風呂があったり、洗濯機を置く洗濯機パンがあったりとか、そういったもので計画をしておりますし、一番最新の建物については、環境に配慮した建物ということで、ZEH水準という環境配慮型の建物になっていますので、50年前に建てた建物とは随分違いが出てきているのかなと考えております。

今後についてなんですけれども、マネジメントを進めるに当たって、今建物に人が住まわられていますので、そういった方々の受皿となるような建物というのは引き続き集約をしながら建てていかないといけないと考えておりました、建物の構造、規模については鉄筋コンクリート造の耐用年数70年の建物を今後も建設していきたいと考えてございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** ありがとうございます。昔は高層階に住みたい方が多かったと思うけど、今もう私も相談を受けるのは、皆さん1階が空いていないか、1階が空いていないかっていうことで、それは高齢者もそうですけど、子育て世帯も子供をだっこして5階まで買物の荷物を持って上がっていきって本当に大変なことで、やはりそういう意味では、本当にエレベーターがないとニーズがなかなか難しいとかあるのかなと思います。例えば、田川の大任町とかは町営住宅で1戸が平家で駐車場つきであればあって並んでいたりとか、あと今コンテナ住宅とかコンテナホテルとかそういうのがあったりとかして、くいをちゃんと打てば飛ばないのかなとも思いますし、本当に人口が減っていく中と、高齢者のコミュニティーの中に若い方が入っていけないとか、そういう課題がある中で、やっぱりいろんな方が住んでいけるような市営住宅にしていきたいなとも思いますし、リノベーションをURとか結構されていますけど、市営住宅でそういうのもできるのかできないのか分かりませんが、本当に方向性を何か新しいコミュニティーができるような市営住宅になっていただきたいなというのを要望して終わります。

**○主査（出口成信君）** ほかにありませんか。松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 私から3点お伺いしたいと思います。

先ほど駐輪場の閉じ込め事故がありましたけども、この状況と具体的な場所と、再発防止に向けた対策、声かけをしなかったのかとかいろいろあるかと思いますが、状況と再発防止策を教えてください。

あと、令和5年度の河川整備、特に二級河川である紫川と神嶽川の護岸の整備とかしゅんせつ、そして、遠賀川、一級河川で国と県かもしれませんが、しゅんせつとか整備状況が分かれば教えてください。

それに関連して、今回石川県の能登半島で豪雨、観測史上最大級の雨が降りまして、本市においてもこの大雨が来た場合、河川が耐えられるのかどうか、これによってそういった護岸計画とか雨水の予測とか変えていくのか、見解があれば教えてください。

次に、皿倉山の整備についてであります。

本年7月に公明党がインターネットによるアンケート調査をやりまして、北九州市民3,000人、あと東京都、他の政令市を2,055人、合計5,055人を対象にウエルビーイングに関するインターネット調査を行いました。その中で、心のよりどころや誇りに思う場所という設問に対して、皿倉山が1番でありました。北九州市民にとってシンボリックな、本当に心のよりどこ

ろや誇りに思う山であります。この山をさらに整備していくことがやはり市民のこういった声に、思いに応えることではないかと思っておりますが、令和5年度の整備状況、そして、今後。今、天空ドームとか様々、まだ来年度に計画されていらっしゃると思いますが、実は標示やサインとか完成イメージ図とかがなかなか市民に示されていないというような声を聞いております。こういったことも考えられないか、見解をいただきたいと思っております。

また、都市整備局として日本新3大夜景認定への意気込みとかあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思っております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 駐輪場の閉じ込めの案件について御説明いたします。

場所としましては、八幡西区の陣原南の駐輪場でございます。状況としましては、閉所時間が来たということで、管理人が確認をせずに、入り口の鍵、駐輪場自体の鍵を締めたところで、それに気がついた利用者の方が、トイレの中から警察に通報をして、声がするという事で管理人の方が警察が来る前にすぐ気がついて解錠して事なきを得たという状況になってございます。

私どもはシルバー人材センターからそういった状況報告受けまして、口頭注意ではなく、文書をもってシルバー人材センターに注意、それから、管理人の方、ほかの駐輪場の管理業務をされている方に指導していただきということで文書注意をしております。その後、シルバー人材センターから管理人に研修、それから、マニュアルの確認の徹底といったところをしましてという報告を受けております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 河川整備課長。

**○河川整備課長** 河川整備について、令和5年度の紫川、神嶽川の整備の状況、それから、石川県能登半島で起きました河川氾濫について、本市でこういう雨が来ればどうなるのかのお尋ねについてお答えいたします。

まず、1点目からお答えいたします。

紫川に関しましては、市のやっている区間と県のやっている区間がございまして、市のやっている区間が河口から旧記念病院があった貴船橋のところになりますけど、そこまでが市の守備範囲でございまして、昨年度は豊後橋のところの護岸の整備と管理道の整備を行っております。引き続き、今年も続けて河道の掘削、要は河川の深さを深くするという工事に取りかかろうと今しているところでございますけど、これは若干遅れるのかなと考えております。

神嶽川につきましては、今クエストの前になりますかね、恵比須橋のところで橋りょうの架け替え工事をやってございまして、それを昨年度行いまして、これにつきましては今年度一応終わって、道路をちゃんと切り替えていくということになろうかと思っております。

続きまして、遠賀川につきましては、国でやっておりますので、ちょっとこちらで把握していないという状況でございます。

続きまして、能登半島の件でございます。報道では、輪島市役所前の河原田川をはじめとして23河川が氾濫したとされております。河原田川というのが、平成26年に河川改修を終えておりまして、これが50年に一度の雨を想定した河川でございます。50年に一度の雨ならば河川改修が終わっているのに氾濫しなかったはずなんですけど、氾濫しているということで、50年に一度の雨は超えたのだらうと考えております。

報道で出ていましたのでちょっと調べたところ、河原田川というのが大体紫川と同じような規模でございます。24時間で213ミリの雨に耐え得るといようなものでしたけど、実際今回降ったのが412ミリということでございますので、こうした倍近いような雨が降れば、北九州市でも同じような災害が起こり得ると考えております。

北九州市も能登半島同様に中小河川が結構ございまして、同じような災害が起こり得るんだらうと捉まえております。その上で、計画の降雨量を見直すのか、護岸整備を見直すのかという御質問がございました。基本的に河川整備というのは、もうすごい時間がかかるものでございまして、10年とかそういうオーダーで終わるものではありません。だから、今一番大事なのは、今やっている整備計画でまず通常の起こり得る豪雨に対して安全を確保していくということだと思います。それを今途中で変えるとなると、また一からになってしまいますので、それは避けて、その分に対しては、避難であるとか、そういうところのソフト対策で対応していくということにならうかと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 皿倉山の整備についてお答えいたします。

令和5年につきましては、展望休憩所の整備を実施しております。今年度、滑り台やブランコなどの遊び場の整備を進めている状況です。来年度以降なんですけれども、天空ドームの整備、それと皿倉平の多目的便所の整備を行うことで一応事業の完了と考えております。この事業の完了に合わせてサインについて整備を進めていきたいと考えております。イメージ図につきましては、現在の工事現場で対応を考えたいと思っておりますので、そこはお待ちいただければと思います。

あと新3大夜景なんですけれども、これについては都市ブランド創造局の所管とはなりますが、今回の整備で一步前進することがあれば、我々も協力していきたいと考えております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** すみません。1点修正させてください。先ほど私からシルバーに文書注意をしたと申し伝えましたが、すみません、文書注意いたしましたのは不正経理に関することに対してで、今回の御質問のありましたトイレの閉じ込めの件につきましては、事件の案件の直後、シルバー人材センターから報告書を頂きまして、その中に事の経緯とそれから、今後の対策案というのが含まれていたということで、口頭注意はしましたけれども、文書での注意はしてお

りません。以上です。

**○主査（出口成信君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** ありがとうございます。

まず、閉じ込めの事故ですけども、やっぱりマニュアルの確認というのをしっかりやっていただいたということで、閉めるときのマニュアルは声かけとか、どういうものか教えていただけませんか。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** マニュアルは、指定管理者であるシルバー人材センターが従事していただいている方に対して一つ一つ作っているマニュアルでございまして、私どもではすみません、把握しておりません。以上です。

**○主査（出口成信君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 再発防止ということで、やはり委託はされていると思うんですけども、都市整備局としてもちゃんと再発防止を確認する必要があるんじゃないかと。しっかりマニュアルを確認して、二度と起こらないように声かけをすとか、とんとんたたくとか、しっかり徹底をしていただきたいと思います。

次に、河川整備ですが、やはりもう一点、しゅんせつの状況、もう昨年度やっていなかったらやっていない。また、今後のしゅんせつ、川底を掘るといのが来年度に向けてとか今後計画があれば教えてください。

**○主査（出口成信君）** 河川整備課長。

**○河川整備課長** 紫川のしゅんせつについてお答えいたします。

紫川のしゅんせつは、去年はたまたま工事のサイクル的に行っていなかったんですが、今年行うように考えておりました。ただ、現地調査に入ったところ、ちょっと旧河川のくいが出てきたんで、その撤去をしないといけないということで、まずそれを撤去する段取りに今年入るということで、それが今年、来年にかけて行うということで、しゅんせつは来年以降も続けて行います。これが1点。

神嶽川につきましては、今恵比須橋の架け替え工事をしておりますので、その中で河川を深くするという工事をしておりますので、しゅんせつは今同時に行っているというところがございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** ありがとうございます。引き続き、河川のしゅんせつとか整備をお願いしたいと思いますし、答弁の中で石川県の能登半島、お亡くなりになった方、また、女子中学生が見つまっているか、安否が分かれるところですけど、本当に御冥福、また、お悔やみを申し上げたいと思います。能登半島の豪雨が北九州市であっても、先ほどの答弁ではあふれることも考えられるようなことで、計画の見直しもということではありますが、しっかり想定をし

ていただいて、備えていく、また、これを教訓にどうやっていくのかというのを市民とかお示ししていくような、今後の考えというのはございませんでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 河川整備課長。

**○河川整備課長** ちょっと説明の中で分かりづらいところがあったんですけど、今現在河川整備を進めております。それは、本市で言えばおおむね50年に一度の雨に耐え得るようなある程度の河川整備をしているわけですね。この河川整備が全く意味がないかというところではなくて、かなりのケースにおいていっ水を防止するという河川整備でございます。現に、平成30年の雨でもかなりの河川は耐えているわけですよ。だから、それで意味がないというわけではないんですが、河川整備は先ほど申しましたようにすごく時間のかかる話でございます。今想定している整備の内容ですよ、整備水準に基づいていっても、どうしてもやっぱり守り切れないような洪水とか大雨は降ってしまうわけですよ。そうした場合にじゃあどうして対応するのかというところで、これは全国的なことなんですけど、一応1,000年に一度程度の規模で降る雨を想定してハザードマップをつくっていると。雨が降り出して、例えば線状降水帯の発生による大雨が予報されれば、やはり避難を速やかにしていただく、早めの段階で避難していただくということになると思うんですよ。それがまず第一でございます。

それを踏まえた上で今後どうしていくかというところでございますけど、先ほど申しましたように、まず、河川整備を着実に進めていく。その上で、周辺でできること、貯水池だとか貯留浸透施設だとか、そういうもので対応できるのかというところも少し見ていかないとけない。今全国的に言われているのは、流域全体で要は河川に流れ込む量を少なくするとか、そういう取組をしていくということでございますので、あらゆる関係者でハード、ソフト併せて一緒になってやっていくということが大事なのかなと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** ありがとうございます。引き続き、ハード整備は計画どおり進めていただきたいと思っておりますし、強固なものにしていただきたいと思っておりますし、やはり限界があると思うので、ソフト施策とも組んでいくところを分かりやすく市民に、何かの折にでもいいので、これぐらいの雨が降ったときはもう逃げる、避難するというような、危機管理室とも連携していただいて、ぜひ河川の護岸整備、設計、しゅんせつ等もやっていただきたいと思っております。

次に、皿倉山ですけども、完成イメージ図みたいなものがあると分かりやすいというか、来年度に向けてというところですが、やはりこれちょっと何もなくて味気ないみたいなことも言われているので、そういうお考えもさらにあるか、先ほど答弁もありましたけど、さらにはございませんでしょうか、イメージ図とか。

**○主査（出口成信君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 先ほども申しましたけれども、イメージ図については現場で対応すること

にしますので、少しお時間いただければと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** やはり来た人が分かりやすく、こういうふうになるんだ、こういうすばらしい整備をしているんだというのを分かりやすく示していただければと思います。それがやはり日本新3大夜景認定の意気込みっていうか、都市整備局がこうやっているんだっていうのを示すことになる、つながると思いますんで、ぜひよろしくお願いします。以上です。

**○主査（出口成信君）** ほかに質疑はありませんか。共産党、山内委員。

**○委員（山内涼成君）** まず最初に、松岡委員との議論を踏まえてなんですけれども、少し河川整備等の意識を変える必要があるんじゃないかなと思うんですよね。いろんな災害を経てる中で、想定外は許されないということがもう世の中に定着しているわけですよね。まだ50年に一度で現在設定されているという状況であるならば、線状降水帯とか出たときにどれぐらいの雨が降るんだということで判断をせんと、1,000年に一度でハザード張っているとと言われても対応できないという状況がもう生まれているんですよね。だから、こういう意味では意識改革をしていかないかなのやないかなという気がします。これは意見として言わせていただきたいと思っています。

質問なんですけども、公園愛護会について、令和5年度末の段階で1,101団体、約1万7,600人の登録になっておりますけれども、対前年比ではどうなっていますか。

また、近隣企業のボランティアの受入れ等の状況について教えてください。

それから、2点目に防草対策について、これまでも防草対策費として毎年2,000万円弱が予算計上されておりますけれども、その取組内容について伺います。

橋りょう、トンネル等の長寿命化の推進のうち、自転車駐車場の長寿命化の内容について教えてください。

もう一つは、折尾地区の総合整備事業、区画整理事業が今の段階で70%の進捗にとどまっているということについて、前年との比較をした上で進捗について教えてください。以上です。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** まず公園愛護会の数でございます。令和4年度末が1,121で、先ほど委員がおっしゃられました令和5年度が1,101ということで、マイナス20という状況でございます。

それから、企業の状況というお話がありました。現在、公園応援団という形で企業に参加をいろいろPRしているところです。現在、認定自体は9企業になります。ただ、今20数件、企業とお話をさせていただいております。どこの公園でするのとか、こういうふうにしたらいいかという御相談も来ていますので、これからそういうところをまず広げていく。各区の協力も今お願いして、各企業に広くPRするような場に我々も出て行ってやっております。また、学校から問合せということで、そういうボランティア活動をできないかというようなお話もございましたので、そういうところも今後広げていければと考えております。以上です。

○主査（出口成信君）道路計画課長。

○道路計画課長 防草対策についてお答えいたします。

取組内容といたしましては、まず、中央分離帯を中心といたしまして、特に幅の狭い中央分離帯ですね。平成28年度から段階的にコンクリート舗装を中心にやってきております。先ほどおっしゃられました約2,000万円といいますのは、今年度、令和6年度の防草対策の予算でございまして、昨年度は4.8キロで決算額としては7,300万円ということで防草、中央分離帯のコンクリート舗装化を行っております。以上です。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 自転車駐車場の長寿命化についてお答えいたします。

市が運営しております自転車駐車場のうち、15か所につきましては、建物構造となっております。古いものでは30年が経過しております、これらを長寿命化させながら補修費用を平準化させて長期に使っていただくという対策を行っております。具体的に申し上げますと、例えば建物の外壁部分であったり屋上の防水の補修といったことをやっております、昨年、令和5年度につきましては、黒崎、それから、南小倉の補修を行っております。以上です。

○主査（出口成信君）公園管理課長。

○公園管理課長 すみません。先ほど公園応援団で9団体と申し上げましたが、申し訳ございません、8団体の誤りです。修正させていただきます。

○主査（出口成信君）整備課長。

○整備課長 折尾地区の土地区画整理事業の進捗状況について御答弁させていただきます。

昨年度の比較ということで、昨年度、令和4年度末時点では進捗率63%でございました。今現在、令和5年度末進捗率で70.4%でございます。残りの事業ということなんですけれども、やっぱり事業を進めていくためには建物移転が大きなところだと思います。建物を移転していただいて工事を進めさせていただくというところで、これは7月末時点のデータなんですけれども、全体で254棟移転いただかなくちゃいけないうち205棟、既に移転いただいております。さらに14戸、既に契約いただいて移転を待っているような状況でございます。これによりますと、全体の86%の進捗でございます。以上でございます。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）区画整理事業はもう順調に行っているという認識でよろしいですね。

質問に入っていきます。公園愛護会なんですけれども、公園の場所によっては応援団の応援を受けられない場所っていうのもあると思うんですよね。そこがもう高齢化によって活動そのものが厳しくなっているという現状はどのように把握をされておりますか。

○主査（出口成信君）公園管理課長。

○公園管理課長 我々も高齢化が進んでいるというところは認識をさせていただいております。先ほどの応援団も企業がどこに行けるかということもございます。企業、例えば事業所

が公園の前にあるからというところもございますし、皆さんで車で移動できるんで車で行けるようなところに行きたいというような希望もございます。そういうのを我々としては愛護会があるなしにかかわらずどういうふうにできるか今検討して進めているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 企業が車で移動してまで公園のボランティアをしたいと。業務時間内にするんですかね。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 企業も業務でやっているかどうかというところは、そこまではいっていない、あくまでもボランティアでやりたい。例えば、土曜日に午前中、月1回集まれるんで、この時間でやっていこうというところで、車でこういうところに行きましょうというようなところでお話をさせていただいております。当然、企業方もいろいろな要望とか、こういうふうにしたいというところもございますので、なるべく先ほど言いました場所場所でうまく合うようにこちらとしても調整していきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** もう非常にありがたい応援団だなどは思うんですけれども、それでも手の届かない公園等々は、やはり市が今除草作業をやっていただいていると思うんだけど、本当に高台にある公園なんてのは、愛護会がなくても高齢者の方が草刈り機で刈っているような公園もあるんですね。そういうところがどうしても公園の美観を守りたいということもあって、グリホサートとかを使うケースもあるんですよ。それは、市としてはどう考えられますか。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 我々としましても、いろいろ活動していただくというところについてはありがたいと考えております。使う道具、そのもろもろというのは、やっぱりその場所に依じて使える、使えないというところは当然あるかと思っておりますので、御相談いただければこういうところは禁止ですとか、こういうふうにやっていただきたいという御説明をしているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 少し市もそういう公園があるんだということを把握してもらえれば、ここ草刈りに来たけどえらいきれいになつとるねというのが、これ除草剤を使っているか草刈りをしてきているかなんですよ。だから、そういうところにちょっと気がついてもらって、そらこれはグリホサート使ったつたら、公園で使ったつらまずいよねとかということは指摘をしてもらったほうがいいと思うんですね。そういうことをお願いしておきます。

それとまた、もう高齢者の方が使命感だけでやっているとしたら、それはもう愛護会の解散も促していく必要もあるんじゃないかなとも思っています。

それから、防草対策について、令和5年度の決算では7,300万円が使われたということなんですけれども、中央分離帯に主に使っているということなんですけれども、防草対策としての研究結果は把握されていますか。

**○主査（出口成信君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** まず、試験施工的に、今までコンクリート舗装を中心にやってきているんですけれども、例えば目地の対策であるとか、あとはコンクリートで、幅のちょっと広い中央分離帯であればコンクリート舗装が適さないと、そういったところもございまして、地被類の植付けでどうなるかとか、そういった試験施工を順次行っております。そういった様々な防草対策を研究いたしまして、今年度、先日発表いたしましたけれども、日本製鉄からスラグの提供を受けることで中央分離帯を安価でできるのではないかとということで、また、これも試験施工の一環としてやっていくようにしております。

こういった試験施工の経過ですね、あとまた、今年度現状分析であるとかそういったところに防草対策が必要であるかというそういう全体の量ですね、あとは費用対効果、そういったものも考えた戦略を今年度に素案をつくるようにいたしております。その中でいろんなこれまでの研究結果などを、あと他都市の事例なども踏まえながら盛り込んでいきたいと考えております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 今まではコンクリートを主体的にやってきたということで、今お話があった鉄鋼スラグですね。これは、今までの防草対策の研究の結果、これに行き着いたという理解でよろしいのでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** 結果行き着いたというところまではないんですけれども、やはり雑草の対策というのは皆様のやっぱり一つの大きな注目を集めているといたしますか、お困りの方もいらっしゃる。やはり常時良好な状態を保つということが一番大切だと思っております。そのためには、やはり安価で加速化をさせていくということは大事な取組の一つだと考えております。やはりコンクリートよりも今回スラグでやっていくほうが安価にできるのではないかとということも踏まえまして、今回試験施工として導入するようにはしております。いろいろな手法も試しながら、少しでもスピードアップして取り組んでいけるようにと考えているということでございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** あくまで試験施工だとは思っていますけれども、安価ということをしきりにおっしゃいますけれども、私これちょっと不安視していたのは、私も製鉄で働いていた経験もありますけれども、この鉄鋼スラグっていうのは製鉄のかすなんですよね。製鉄のかすということは、様々な成分を含有しているんですよね。強いアルカリ性であって、フッ素とかコ

バルトとかも含まれているんですよね。当然、粉じん被害とか人体への影響なども今まで報告をされているわけですが、この成分の分析、それから、これらの問題を解決するために適切にリサイクルするための処理方法が施されると思うんだけど、こういう開発のためにどのような処理方法がリサイクルのために施されているかというような検証はされていますか。

**○主査（出口成信君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** 試験施工ということで申し上げておりますが、今回中央分離帯の防草対策としての試験施工という意味でございます。今回、日本製鉄から頂けるスラグにつきましては、カタマSPといいまして既に製品化をされているものでございます。これにつきましては、土壤環境基準であるとか土壤汚染対策法にのっとりまして基準をちゃんと遵守されたもので、有害なものなどはちゃんと基準値以下であるということが全て検証されたものを使用することになっております。例えば、実際何かの工事などでそれをのけなければならぬということで、よく鉋さいが固くて取りにくいなど工事現場で起きるんですが、これにつきましてはそういった固いものと違いまして、バックホーなどでの破壊が可能というような形できちんとした処分も可能ということで、既に製品化されて、カタログにも出ているようなものを使わせていただくので、そういった心配はないのかと考えております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 製品化されているということで安心はできるんだけど、土壤に対する影響だとか環境に対する影響、それから目地の部分についての除草としての効力、その辺もしつかり今後施工の中で研究をしていただきたいなと思います。

それから、橋りょう、トンネル等の長寿命化のうちの自転車駐車場の長寿命化の内容ですけれども、もう30年が経過をしているところについて、若松駅とか若松渡場とか5か所だったと思うんですけれども無料化されるわけですよね。その後は、老朽化を理由にして取り壊されるということ聞いたと思うんですけれども、もともと何年使う計画だったかっちゃうのは30年という認識でよろしいんでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** もともとは30年に限らず可能な限り長く使っていこうということで長寿命化計画を令和3年3月に策定しております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 無料化される場所の建物について取り壊すというのは事実ですか。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 5か所、今回無料化をしようと計画を立てております。その5か所につきましては、本来必要な建物については法定の点検というのがございまして、安全に使っていただく上での必要な点検というのは継続していきながら、長寿命化に基づく大規模な修繕は取りやめて、安全上、もうこれ以上使えないよねという状態になったら取り壊して平面的な屋根とラ

ックだけあるような駐輪場にリニューアルしたいと考えております。以上です。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）じゃ大規模改修はもう今後行わないということで、それまでは取壊しはしないということね。そういう認識ですね。分かりました。

それともう一つ言いたいのは、評価のところですよ。いろんな問題が指摘されました。トイレに閉じ込めたとか、文書の記録が悪過ぎたとかというところが指摘をされていますけれども、これ悪いのは指定管理者ですか。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 実際にもそういった作業とかされているのはシルバーの方ではあるんですけども、シルバー人材センターがそういったことがないように研修であるとかマニュアルをつくって指導し、均一的なサービスをしていただくという観点で管理能力を問うという形で今回評価させていただきました。以上です。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）それに対して、マニュアルさえ把握していない市の姿勢はどうなんですか。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 個別のシルバー人材センターに対する細かい指導内容とかがあろうかと思っておりますので、その辺は指定管理者としてお任せしているところはございます。以上です。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）マニュアル把握していないのはどう考えるんですか。マニュアルに沿ってやるべきだという指導をしたというのに、マニュアルの中身は知らないっていうのはどういうことですかと言っているんです。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 今回こういった案件を受けてマニュアル、今から細かく確認はしていきたいと思っております。以上です。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）指定管理者だけ評価して悪者にするんじゃないで、もうちょっと自分たちの襟も正す必要があるということにはちょっと指摘をしておきます。以上です。

○主査（出口成信君）副主査と代わります。

（主査と副主査が交代）

○副主査（泉日出夫君）出口委員。

○委員（出口成信君）私からは、市営住宅の有効活用なんですけど、まず、これまで何度も市営住宅の空き家の修繕活用を求めてきたんですけども、当局がいつも言うのは、申込みの過半を占める高齢者が入居しやすいエレベーター付きの市民のニーズの高い市営住宅入居促進を

図っていきますと言って、本当に促進を図ってほしいんですけども、空き住戸がそういうところで目立っているというところで、ちょっと具体的なんですけど、長い間放置されている小倉北区のときわ台団地の5棟の305号がなぜ活用が進まないのか教えてください。

次に、浴室の換気扇です。これも何度も何度も質問をしていますが改善しません。以前、私が質問した際に、当時の建築都市局長が室内の換気を行いと、カビの発生につながる湿気を除去するため換気扇を利用することは有効な手段の一つであると考えていますと。本市では、昭和63年以降に建設した市営住宅8,000戸についてはユニットバスを採用したことで浴室、トイレ、台所に換気扇を設置していると。台所に市が換気扇の枠を設置し、入居者が換気扇を取り付けるようになっていきますと。そういう換気扇の設置については市が行うのではなく、照明器具等と同様に入居者により設置してもらうようお願いしているところがございますという答えが返ってきているんですけども、これ以前、ときわ台団地の耐震工事が進んで、鉄骨の壁に、はりとかいろいろなところに枠がついたりとかしているときに、エアコンのホースの穴を塞いだことがあって、そのときにエアコンのホースの穴をコンクリート、ここをしゅるしゅるしゅるとくりぬいて穴を開けてくれたときがあるんですね。そういうふうに換気扇の穴も開けて設置できないのかなと思うんですけども、伺います。

あと市営住宅の草刈りは住民に委ねられています。住民によっては、あまりにも広い範囲の管理になっているということもあって、高齢の住民が草刈りをするのは不可能に近いと思われるような場所があります。先ほども言われていましたけれども、防草シートを張るとか、鉄鋼スラグを敷いてくれるとか、こういうコンクリートを張っていただくとか、対策をいただける広さの基準みたいなものがあるのか教えてください。

次、ふれあいむらですね。ちょっと伺いたいんですけども、これまで高齢者の判断能力、身体機能が低下した際に、日常生活支援とか身元保証とか死んだ後の事務などについて多くの場合、家族が自動的に対応してきましたけれども、現在では身寄りのない単身高齢者が増えていきます。また、別居の親族がいたにしても、それらの人たちに頼れない単身高齢者も少なくないということで、今バリアフリー仕様や、また、生活援助員の派遣などで単身高齢者等が安心して住み続けられるのがふれあいむらですけども、本市の権利擁護としての日常生活支援の取組について、伺いたいと思います。

次に、自転車の罰則強化で、道路交通法が改正されているんですけども、これ2024年11月1日から自転車に乗りながらスマートフォンを使うと、ながら運転と酒気帯び運転について罰則つきで違反となるということで、2026年5月からは青切符も施行されると。これで、今事故がどんどん増えているんですね。2020年からの3年間で4,666件、自転車関連事故が増えています。2023年には7万2,339件となっています。この自転車事故の要因としてどのように考えられているのか伺います。

最後、歩道上の植え込みなんですけれども、ここを簡易集積容器の一時設置場所として考え

られないかと、ごみステーションの開放をしていただけないかなということでも質問なんですけど。昨年の決算特別委員会で質問が多かったのが、歩道の植え込みが伸びて危険だと、横断歩道に立っている子供が車から見えないと。そういうのがありました。また、ビッグモーターの損害賠償でクローズアップされた植え込みなんですけれども、管理が行き届かずに視界を遮って子供たちが確認できないと。事故が起きた場合には、管理者としての北九州市も何らかの責任が問われると。また、今草刈りが2回を1回にとか、そういうことにもなっているような状況で、年に1回じゃ植え込みの草刈りをちゃんと手入れしていくのは到底難しいんじゃないかと。そこで、ごみステーション設置場所について、交通量の多い道路上には置けないんですね。歩道に置きたいけど、そこには植え込みがあると。そういう置場がない状態で、例えばボックス式の普及のためにも歩道の植え込みの一部を集積容器の一時設置場所として開放することができないかなということでも伺います。以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** 市営住宅の空き室の状況、そして、ふれあいむらの件に関しましてお答えいたします。

まず、御質問のありましたときわ台団地の件ですが、私どもも毎回募集でやっぱり100倍を超えるような応募倍率がある大変人気の団地ということは存じ上げております。そして、その中で、5棟の305号室なんですけど、すみません、今手元に詳細な資料というのはございませんが、このお部屋は居室内で事故がございました特別室でございます。特別室になってからかなりの期間、空き室の状態が続いておるという状況も把握しております。内容としましては、住戸内の状況がすごく悪くて、なかなか修繕に踏み切れていないというところも伺っております。その中で、やはりこれまで申し上げたとおり、ときわ台団地などを含めまして、エレベーターがついておる団地、町なかの利便性の高い団地、そして、それ以外の団地でも低層階、1階、2階ですね、こちらに関しましては、優先的に退去後修繕は実施していきたいと考えておりますが、このお部屋に関しましても状況がちょっとどのようなものかということもございしますが、ときわ台団地全体として一戸でも多くの部屋を公募できるように我々も取り組んでまいりたいと思っております。

あと、ふれあいむらにつきましては、委員がおっしゃられたとおり、社会福祉法人等、福祉施設と連携した形で生活援助員を派遣しております。この生活援助員につきましては、日中はやはり住民の方々の御相談に乗ったり、あと危険の際の声かけであったり、そのようなものを実施しております。それから一步踏み込んだ日常生活の支援、また、身寄りがいない場合についての各種サービス、例えば成年後見などもあるかと思っておりますけど、このような形に関しては、生活援助員または、もしも介護サービスを御利用の方でございましたら、ケアマネジャーを通じて市で実施しております福祉サービスへつなぐことになるかと思っております。以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** 住宅整備課長。

**○住宅整備課長** 浴室の換気扇の穴を開けられるかどうかということと、草刈りについてお答えいたします。

まず、浴室の換気扇の開口になるんですけれども、先ほど出口委員がおっしゃられていたときわ台団地の耐震化のときに埋めてしまったっていうのは、クーラーのつり具だと思います。クーラーのつり具自体はそんなに大きな穴ではないです。換気扇の開口になってくると、10センチ以上の穴になってくるので。構造躯体であれば、難しい言葉で言うと断面欠損という言葉になるんですが、必要な断面積が確保できないということも考えられます。はりの場合だと、多分不可能だと思います。壁の場合だと、耐震壁になっていると不可能なんですけど、雑壁、耐震壁でない壁であれば開けられる可能性はあります。それはもうケース・バイ・ケースで見ないと分からないので、その辺は個別に御相談いただかないと何とも申し上げようがございません。ですので、構造躯体である場合に関しては不可能ですというお答えにさせていただきたいと思います。

それから、草刈りについてですが、敷地内は共同施設ということで入居者が正常に維持管理しなければならないということが公営住宅法の中で定められておりまして、私ども入居者の皆様に草刈りをお願いしているという状況でございます。市営住宅では、共益費をいただいているということを皆さん御存じだとは思いますが、通常民間の賃貸マンションであれば共益費を3,000円なり4,000円なり支払うんですけれども、その中で草刈りであるとか清掃であるとか電気代であるとか、そういったものを支払うことになります。市営住宅に関してはそれをいただいております。団地の皆さんで、町内会で集めてくださいということになっています。団地によっては、その共益費の中から草刈り代を出される団地もございますし、草刈りのたびに作業分担金みたいな形で集められるところもございます。また、入居者の皆様にされるケースもあります。ですので、私ども基本は団地の皆様でお願いしたいと考えておるんですが、入居者の方が高齢化してきているということも私ども認識してございます。公園とか広場とか使用が終わったものとかもございます。広い場所の草刈りが負担になっているというのもありますので、団地ごとの個別事情は勘案する形にはなるんですが、そういった一定の負担をかけている団地に関しましては、斜面地の危険な場所、斜面地で皆さんが刈るのが危ないところですね、そういったところは市で行いましょうとか、3メートル以上の樹木のせん定に関しては、脚立で危ないですので私どもで行いましょうとか、あとは公道、それから、駐車場に面したところで草刈り機を使うと小石を飛ばして危ないですよとか、そういったところに関しましては、市で行いますとか、防草対策も併せて行いますとかという形で今はやらせていただいている状況でございます。

今後に関しましても、入居者の皆様の状況も把握しながら、御理解も得ながら働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

**○副主査（泉日出夫君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 自転車関連事故の件でお答えいたします。

委員御指摘のように、自転車の事故が増えてきております。県内の自転車関連事故として、R5年度の統計を見ますと、10代の方の事故というのが約3割ございまして、内訳が中・高生だけでも2割を超える事故が起きております。基本的な対策として、やはりマナーであるとかルールの徹底をするのが一番かと思えます。ルール、マナーに関しましては、警察であったり総務市民局が所管になりますが、都市整備局におきましても、新高校生の1年生に対してルール、マナーを啓発するようなパンフレットを配布しております。それから、私どもで開設しておりますスマキタというホームページでも同じようにルール、マナーを啓発するページを設けております。

また、都市整備局としては、やはり自転車の通行空間ネットワークを整備していくというのを頑張っております。以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** 管理課長。

**○管理課長** 委員御指摘の歩道の植え込みにごみステーションの容器を置けないかということに対して御回答させていただきます。

現在、道路法上の歩道上も含めて道路上の工作物、それから物件を設置し、継続して道路を使用する者については、道路法の規定によりまして市の道路占用許可が必要となっております。ただし、道路上のステーションで、例えばごみの収集時におけますネット、それから簡易集積容器の設置につきましては、あくまでも収集日時だけごみ収集車による収集後、速やかに畳んで撤去、また、持ち帰ることができるというスタイルにつきましては、継続して道路を設置するものではなく、道路占用許可の対象外ということで現在やっております。ということで、やはり常時植え込みに容器を設置するという事は、この許可の対象になりまして、現在許可をしておりません。というところを御理解いただければなと思っております。以上でございます。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今の歩道の植え込みの問題なんですけど、道路に置けないぐらいの交通量の多いところは、歩道にしか置けないんですけど、その歩道に植え込みがあると。それで、今大きな問題になっているのが、横断歩道に近いところの植え込みですよね、それが車から子供たちとかが見えないと。それで危険なんだということで、そういうところの植え込みに関しては、やっぱり刈っていただきたいなというのがありますが、そこに基準みたいなのはありますか。

**○副主査（泉日出夫君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** 草刈りですね、防草対策も含めてのお話なんですけれども、毎年定期除草に加えて臨時的、局所的な除草というのはまちづくり整備課で対応しております。特に、今舗装化もやっておりますけれども、やっぱり視距が悪い、視距、見えないことですね、そういった場所とか危険な場所、あと車の走行に問題がある、今委員がおっしゃったような子供が見えな

い、そういった場所については、舗装化とか対策をしていきますし、例えば緊急的な案件であればまちづくり整備課で環境整備で除草するということも可能だと考えております。中央分離帯だけでなく、例えば今おっしゃられた横断歩道に近い部分で歩道にある草とかで子供たちが見えなくて危険であるところについては舗装化することも一つの手段だと考えております。これは場所によってケース・バイ・ケースになるかと思えますけれども、そういった場所があれば、適切に対応していきたいと考えております。以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 安全対策として、一部の刈り込みは可能ではないかというお答えだったと思います。これもまちづくり整備課も含めてお願いをしてくださいと認識したんですけど、いいですね。分かりました。

それでは、自転車ですね。10代が3割で中・高生が2割と。指導もしているということなんです。やはり私も車に乗っていて、対向して反対車線を走ってくる自転車がいまだにあります。一旦停止もしなくて急に飛び出してくる自転車もあります。自転車の中学、高校生もそうですけど、通勤、買物ですね、また、子供の送迎などで自転車を使っている方にルールを守ってもらうこと等含めて自動車もやはり自転車に接近して追い越してはいけないという、そういうことも含めてこういう指導をこれからもしていただきたいと思いますというのと同時に、やっぱり道路環境も整備、改善が必要だと思うんですね。例えば、構造物で分離した自転車道の整備とか、北九州市の場合、狭いので独立した自転車通行帯を確保するというのは大変なんですけど、そういうことも考えられるのかなと。それと、やっぱりゾーン30とかあるじゃないですか。30キロ以下に落としてくださいとか、ハンプを備えたやつとか、そういうものを各所と連携して安全確保に努めていただきたいと思います、そう思いますけれども、何か見解がありますか。

**○副主査（泉日出夫君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** 今例示で出されました例えばゾーン30プラスの話ですけれども、自転車につきましては委員が御指摘のように、走行空間の確保というのは必要かと思えます。私どももそのために道路を拡幅するというのは難しいと思えますけれども、現在の道路幅の中でそういった、例えば最近よく出ています植樹帯の話であるとか、木が植わっていないようなところがあれば、そこをもうなくしてしまっ、車線の構成を変えて自転車空間を造ったといった事例もございます。ゾーン30の取組というのは、どちらかという歩行者の安全確保、例えば子供たちとか生活道路の安全対策としての取組でございますけれども、例えばハンプであるとか、そういったものは逆に自転車にとっては危険な構造物になります。どういった人たちがどういふところを使われるかも考えていろんな対策というのを組み合わせていくようなことが、今後皆様のいろんな立場の方々の安全対策にとって必要になるかなと考えております。以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 先ほどの歩道の植え込みもそうなんですけど、歩道の植え込みがあるか

ら自転車と歩道上で擦れ違うときに狭くなって危ないと。そういうのがあって、私も自転車に乗るときにはなるべく車道を走りたくないですよ。本当に怖いので。原付でも走りますけど、原付でさえ国道を走ると怖いんですね、後ろからトラックなんか来ると。だから、なるべく歩道が走れるような、狭いところは走れませんが。そうやって植え込みとかで歩道が走れないとか、そういう擦れ違いのときに危険だというときには植え込みの管理も考えていただきたいなと思っていますところ。

先ほどのふれあいむらは、日常生活支援に取り組んでますよということなんですけれども、住宅管理課として、本市の市営住宅で暮らす高齢者の皆さんが尊厳を持って暮らしていただけるように、住宅管理課としてサポートをしていくんだという認識でよろしいでしょうか。

**○副主査（泉日出夫君）** 住宅管理課長。

**○住宅管理課長** 委員がおっしゃられているとおり、市営住宅自体、本市の高齢化率よりも高齢化が高うございます。そして、先ほどふれあいむらの話がございましたが、それ以外の市営住宅につきましても、ふれあい巡回員が60歳以上の単身の方のお宅を訪問させていただいております。ただ、申込みに関しても高齢者の方がすごく多いという状況もございます。我々としては、やはり住宅セーフティーネットとして高齢者の方をはじめ入居される方自体の居住の安定を図っていく必要があると考えております。その中で、福祉部局との連携、そして公募であったり、その他のサービスを通じまして高齢者の方々がより健やかに長く生きていただけるよう住宅サイドとしても取組を進めてまいりたいと思います。以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** よろしくお願ひいたします。

それと市営住宅の草刈りなんですけど、草刈りの分担金ですね、住民の方々がお金を出して、高齢者で足が悪くて出られないと、そういうときには、高いところでは1回1,500円とか取られるとか、そういう市営住宅もあるようなんです。逆に、もう高齢者で低所得で入っているわけですから、もうお金取れないんだと。それで、一生懸命やっているところもあるわけですね。ですから、やっぱりそうやってお金を出してやっているのと、取らなくてやっている、本当にどちらにしても大変な状況で草刈りが住民の負担になっているということなので、ぜひ草刈りや防草対策をやってもらうということも考えていただきたいと。斜面地とか3メートル以上の木だとか、そういうものはやりますよという話なんですけれど、やっぱり広いところあるんですよ。そういうところはぜひ対応していただきたいと思います。

それと換気扇ですね、浴室の換気扇。先ほどの話を聞くと、耐震壁でなければ、はりでなければ穴を開けられる可能性はあるということなので。そういう換気扇が必要だということはもう重々皆さん分かっているんですよ。換気扇がなくて、これからまた寒くなってきて窓を開けっ放しにしてくださいというのは、ときわ台の話もしましたが、ときわ台も4棟、5棟の間は対面になっていて風が通らないので、四六時中開けているんだけどカビが生えるという状

況なので、やはりずっと窓を開けてくださいと言われてはいますが、やっぱり換気扇というのは最低限のやつなので、これ換気扇がつけられないことはないという認識でいいんですかね。

○副主査（泉日出夫君）住宅整備課長。

○住宅整備課長 先ほど申し上げました雑壁についてはできることもあるかもしれないっていうお話でございまして、先ほどちょっと言えなかったんですけども、基本、壁に関しては、10センチ間隔で主筋が入っています。その主筋を切らないという前提があります。主筋を切ってしまうと壁がもたなくなってしまうので、それは雑壁でも耐震壁でも同じ状況でございますので、その辺の確認が取れるかどうかというところが問題になってくるかと思えます。やはり確実に無理なことはもう間違いないんですけども、雑壁に関してはそういう状況かなと思っております。以上でございます。

○副主査（泉日出夫君）出口委員。

○委員（出口成信君）ぜひ検討していただきたいと、要望して私から終わります。

○副主査（泉日出夫君）ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（出口成信君）ほかに質疑はありますか。ありますね。12時になりましたので、一旦ここで休憩にしたいと思います。再開は13時から行います。

（休憩・再開）

○主査（出口成信君）それでは、再開します。休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑はありませんか。ハートフル、森本委員。

○委員（森本由美君）じゃあ、お先に行かせていただきます。数点ございます。

1つ目は、都市計画道路の6号線なんですけれども、恒見朽網線の曾根新田工区が開通いたしまして便利になってよかったなと思っているんですけども、その一方で、この間ちょっと走ったときに、中央分離帯の切れ目がないっていうんですかね、Uターンしなきゃいけないと思ったときに、大分先まで行ってしまったので、中央分離帯の切れる基準とか、すごい長いなと思ったんですが、それが今はそんな感じなのか分からないんで、できればもうちょっと真ん中ぐらいに切れ目があったらよかったなと私は思ったんですが、そういうの何か決まり事があれば教えていただきたいと思えます。

日明臨海公園はお聞きしてもよろしいんですね。

ドッグランが今モデル事業ということでされています。夏の暑い時にはお休みもしていましたけれども、7月とか6月でもかなり暑くて、やはり何らかの対策が必要ではないかということで担当課にはもう既にお願ひもしているんですが、それとあとは八幡西区の洞北みたいに道具入れとか、できれば受付とかをつくっていただければありがたいんですが。最低限、整備をする道具を入れたりとかする倉庫というか物入れみたいなものを造っていただけるとありがたいということでお願ひはしておりますけれども、なかなか難しいのかなって。それをお聞きし

たいと思います。

それと、住民の方から、空き家なのか人が住んでいるか分からないけど、細い道の角のところに個人のお宅があって、そこが全然樹木をせん定もしていなくて、市道にはみ出ている、見通しも悪いし、ちょっと怖いということで御相談がありました。まちづくり整備課には申し上げたんですけれども、そこに住んでいる方がいらっしまったので、なかなか難しい問題だなと思っているんですが。それって市がどこまでできるのか、お願いベースではしていると思うんですけれども、そういうあまりに危険な場合には半強制的にとか何かの対策が取れるのかなというのをお聞きしたいと思います。

それと、最後になりますけれども、街路樹の維持管理方針ということで、昨年度市民向けに出している分で、何か街路樹で困ったことがあったら連絡してくださいというチラシが、例えば木にキノコが生えて危ないとか、そういうチラシをネットで見つけて、そういうふうになっているんだなと思ったんですけど。実際そういうことで街路樹を切ったりすることが昨年度あったのか。市民参画で気になったところをSNSで連絡してくださいというのがありますけれども、そういうのはどれぐらい、街路樹のことも含めてどういう内容が来ていたのか、実際そういうものをちゃんと対応されているのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 道路建設課長。

**○道路建設課長** 都市計画道路6号線恒見朽網線の中央分離帯についてお答えいたします。

中央分離帯につきましては、新設する交通量の多くなることが見込まれる道路につきましては、基本的には中央分離帯は開けないようになっております。交差点部とか右折して出入りが必要な箇所は例外的に開けるんですけども、基本的には安全と円滑というものを重視しまして開けないということになっております。例外的に都市高速道路みたいところで周りの出入りがないところでUターンして脱出しなければいけないようなところは開けることもあるんですけども、恒見朽網線については交差点でUターンしていただくように設計しております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** ドッグランについて御回答させていただきます。

道具入れ等の御要望というのは我々もお聞きしております。西部の洞北に整備したという実績もございます。洞北も団体がきっちり運営をやっているというところを確認して整備したということもございますので、今の団体と何が要るかということも調整しながら今後は検討していきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 道路に越境した木の件でお答えいたします。

基本的には、所有者がせん定なり撤去するというのがもう大原則でございます。ただ、民法が改正されまして、ある一定の条件が満たされると、道路管理者でも撤去できると変わってお

ります。1つは、所有者に通知したにもかかわらず相当期間せん定してもらえない場合や所有者そのものが不明もしくは所在が不明である場合、それからあと、台風などによって倒木する可能性があるとか、危機的な、緊迫した事情があると。そういった場合に限っては道路管理者が撤去してもよいとなっております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 総務課長。

**○総務課長** 委員から御質問がありました、ネットで樹木にキノコが生えたとか、道路が破損とかの関係で通報ができるというK i t a Q市民レポートの件についてお答えいたします。

K i t a Q市民レポートにつきましては、昨年10月からスタートしまして、10月から3月までの間に752件の通報をいただいています。これは樹木にキノコが生えたりとか、あと道路に穴が開いたりとかといったものについてスマートフォンでありますとか、あと家のパソコンから通報ができるシステムになってございます。

こちらにつきましては、10月から3月に752件、今年の8月までに通報いただきましたのが1,517件ございまして、うち補修が必要と判断した1,143件につきましては、約85%が対策を完了しております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 街路樹の通報による撤去の件についてお答えいたします。

昨年度の実績でございますけれども、平成30年度に小倉南区で倒木の事故がありまして、それ以降、倒木等の危険がある木については通報を市民の方にも強くお願いしているところでございますけれども、令和5年度の実績で、街路樹と公園樹、一緒になりますけれども、件数で367件、本数にして103件の通報がありました。それに対して撤去した本数が74本となります。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。

まず、道路整備の曾根新田工区のところは、もう交差点までは仕方がないということなんです。今たまたま割とがらがらで、道を間違ったときにここまで行くのかと思ったんですけど。将来的にはすごく混み合う道路ということでそうなっていると。分かりました。

日明臨海公園のドッグランは今モデル事業をしているということで、半年ぐらい様子を見てまた検討はしていただけるということでよろしいのでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 我々も検討したいと思っております。実際に運営ができていくのかということも我々ちょっと心配しているところもございますので、そういうところも加味しながら、団体とも協議しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。かなりこの夏も暑くてどうかなと思ったんです

けど、意外にというか暑い中でもたくさんの方の利用者の方がいるので、もう半年とか見ていただいて、ボランティアの方がちょっと気の毒だなと思いましたし、あと飼い主の方もやっぱり日よけとか、そういうもっと、全体を整備するというのも、利用者、スタッフ両方に対して、すぐにはできないとは思いますが、道具入れは急いでしていただけるとありがたいとおっしゃっていましたので、また、繰り返すみません、要望したいと思います。

それと、個人宅で市道、公道に出ている樹木っていうのは、普通の方は自分で気づいて切られるんですけど、よっぽど高齢かそういうのを気にしない方なのか分かりませんが、やっぱりそういうところって1か所じゃなくて私も目についています。やはり近所の方がなかなか言うのが難しいということなので、粘り強く、通知したにもかかわらず対応がない、再度言う、そうでなかったらやっぱり訪ねていただいてお願いするっていうふうにしていただきたいんですけども。市の方針としてもそういうふうに全然何の対応もない方には、そうやって対面でアドバイスとかお願いというのはしてくださっているのでしょうか。確認させてください。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** そうですね。そういった御要望をいただいて、主にまちづくり整備課が所有者に対してアプローチをしていると思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。そこで切っていただければありがたいですけど、それでも駄目な場合には、やはりよっぽど緊迫した状況がなければ、手を出すことは難しいってなるんですかね。それとも、例えば自治会の住民の方が本当に危ないという事情だったら切ってもいいんですか。自分たちではみ出ているところだけとか。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 基本的には個人のお宅から出ている樹木に関しては個人の財産になりますので、基本的にはなかなか手を出しづらいというのが正直なところでございます。ただ、道路で言うところの建築限界というのがございまして、例えば歩道で言えば2.5メートルの高さを確保しなきゃいけないとか、車道であれば4.8メートルの高さを確保しなきゃいけないとか、そういうところを侵すような大きな樹木が出てきているということであれば、先ほど申し上げました手順を踏みながら、必要な範囲というか、そういった建築限界を守るためにせん定をさせていただくということではございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 分かりました。そしたら、対応していただいてもよくならなくて、住民の方が困っている案件については、市のまちづくり整備課の担当の方が寄り添ってというか、もう本当に困っている場所とかもあるんで、いろいろ相談に乗っていただきながら支援をしていただけるとありがたいなと思います。また、個別に相談をさせていただければと思います。

最後の街路樹の維持管理なんですけれども、これ維持管理方針というのはネットにはないん

ですけど、規定っていうのはあるんでしょうか。今最近、街路樹を根が出ているから切ったりとか、そういうことが進んでいるようなんですけども。何か維持管理の計画といったものに基づいて維持管理プラス切ったりとか、そういうのされているのかだけ最後に教えていただけないでしょうか。

**○主査（出口成信君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 街路樹につきましては、各路線で、例えば歩道が狭かったり、交通量等ございますので、保つべき樹形というものを考えて、冬期せん定だったり夏期せん定だったりを行っております。ですので、一貫したこういう規格でと、全ての木に関して統一されたものはございませんけれども、冬期せん定あるいは夏期せん定を行う路線に関しましては、基本という部分をつくってはおります。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。本会議でもうちの会派の議員も言っていましたけれども、市民にとっては景観自体が財産というか、その町のオリジナリティーということもあって、なかなかやっぱり街路樹を切るっていうものには皆さんも残念な思いとか、思い入れがあったりするのではなかなか難しいと思います。今後市としては、街路樹の維持管理コストっていうのも考えて、今後その路線っていうんですか、通りをどうするかというのは考えていかれるおつもりなんですか。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 我々、主要幹線道路では街路樹基本計画というものを作成させていただいております。めり張りをつけてきちっとせん定に力を入れるところ、その樹木をどう管理するかという形で整理をして今対応しているというところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。今後、また気がついたところがあったら個別にお話をさせていただきたいと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** 私からもドッグランについてお伺いします。平成25年に八幡西区の本城にできたドッグラン、そして、今年の5月に日明の臨海公園にドッグランができたんですけども、この2つのドッグランに私も関わってきましたので少し質問させていただきます。本城のドッグランの昨年度の利用状況と、日明については今年の5月から、4か月余りですけども、どれぐらい利用があったのか、また、両施設でこれまでトラブルとかいろんな課題があったら教えてください。先ほど日明に倉庫等を設置してほしいというのがありましたけども、私もオープンして一回見に行ったんですけども、今の気候が物すごく暑くて、簡易テントを何張りも張って、やっぱり利用者の日陰をつくったりして対応していますけども、そのテントを収納する場所がないので、車にいっぱい積み込んで毎週往復するのは大変だということと、掃除道具

も含めて管理できる倉庫がやっぱり早期に欲しいということのを要望を受けましたので、状況を見ながら、運営の状況を見ながら対応してくれるということなんで、できたら早急にお願ひしたいと思ひます。

もう一つが、本城のドッグランについては、市のホームページでいろいろ紹介されているんですけども、日明についてはまだされていないんで、やっぱりホームページ等で紹介しながら運営を支えていただければと思ひておりますので、その辺の答弁よろしくお願ひします。以上です。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 洞北緑地のドッグランで、すみません、令和3年度の数字なんですけども、例えば令和2年度が利用者数、年間で2,819、令和3年度が2,912、これまでの平均を見ると年平均で2,900名以上が使用していると。利用頭数は2頭等て来ていますので3,000を超えるという数字になっています。利用状況としては、年々増加しているというところではございます。

倉庫等につきましては、先ほど申し上げました我々も設置をどうするかというところは検討しております。たまたまこの夏、3か月休園ということも入りましたものですから、今どうしようかというところで考えております。またその辺は事業者と整理をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

ホームページにつきましては、またこちらで整理させていただきたいと思ひます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** ほかにありませんか。自民党、西田委員。

**○委員（西田一君）** まず、2月定例会で我々議会から働きかけして6月で補正予算を組んでいただいた除草、防草対策なんですけど、従来から防草対策についても取組されてきたわけで、令和5年度の防草対策について、決算額と、その効果を伺います。

関連して、モノレールの長寿命化に関しても中央分離帯等で防草対策を行われていると思ひますので、決算額と実績について伺います。

それと防草、除草、これも関連するんですけど、ボランティアについて、公園愛護会、河川愛護会、道路サポーター等、本市はもう長年にわたって市民ボランティアに非常に大きな力をお借りして公共施設の維持管理を進めてきたわけなんですけど、やっぱり地域の担い手がずっと変わらずに皆さんお年を召してこられているということで、負担をこれ以上おかけすることは忍びないと思ひているんですけど、そこについての御見解を伺いたいと思ひます。

それと公園管理について、例の和布刈公園のオハフ列車についてなんですけど、オハフ列車については所有は市、所管が公園管理課であると思ひます。列車の席が2脚転売されたまま、まだたしか行方不明だったと思ひますが、具体的な経緯を改めて伺いたいと思ひます。

それと市営住宅について、午前中もたしか富士川委員からお尋ねがあつていたと思ひますが、公マネについて、令和5年度どういった進捗があつたのかお尋ねします。

それと最後、土砂災害警戒区域について。先日の豪雨によって私の近隣の小倉南区井手浦の個人宅の裏山の崖崩れがありました。まちづくり整備課に相談したんですが、裏山も御自宅の所有ということで、民地内ということで行政は手が出せないということではあったんですが、やはりまたさらに土砂崩れがあるかもしれないということで、市民の生命、財産を守らないといけない市行政として、例えば土のうを積んであげるとか、そういった緊急の対応ができないのかということのを改めて伺いたいと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** 除草、防草に関する令和5年度の防草対策の決算についてお答えいたします。

午前中にも同じ質問ありましたが、令和5年度は中央分離帯のコンクリート舗装化、決算額が7,300万円となっております。整備延長は4.8キロメートルとなっております。面積が6,406平米となっております。効果につきましては、基本的には雑草が生えないという状況になっておりますので、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 長寿命化担当課長。

**○長寿命化担当課長** モノレールの長寿命化対策の中で、中央分離帯のコンクリート化についてお答えいたします。

モノレールの中央分離帯につきましては、令和5年度の実績といたしまして延長約800メートル、面積にいたしまして約1,000平米を980万円をコンクリート化しております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** まず、愛護会等のボランティアについて御説明いたします。

高齢化に伴い、団体数も減っているというところはこちらも認識しておりまして、今後どうするかというところは様々意見を聞きながら対応したいと考えております。公園の関係につきましては、先ほどもありましたけども、企業がボランティアに参加していただくという応援団を今年設置しましたので、そちらを広げていって、なるべく御負担のないような形にできればと考えております。

それから、オハフ列車の件に関しまして、使用者がいないということで、まず相手、民間から和布刈地区のにぎわいづくりを活性化したいというお話があって、実行委員会を作成したと。こちらも門司港レトロ課が中心になって動いていたという流れになります。その実行委員会がカフェを造りたいという計画を立てて、進めようという話になり、オハフ列車自体は今我々から門司港レトロ課に設置管理許可ということで許可を出しております。門司港レトロ課から申請がありまして、こういうふうにご改修したいというところがございます。それは我々も内容を見てにぎわいづくりに資するということで許可をしたというところがございます。

その座席につきましては、そのときに我々としては処分するよというところで指導しまし

を進めていたところですが、認識の違いがあったということで2脚、要は転売されたという状況でございます。

それをどうするかというところの内容については、今門司港レトロ課も含めて検討しているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 住宅計画課長。

**○住宅計画課長** 市営住宅の公共施設マネジメントの進捗状況についてお答えいたします。

公共施設マネジメントについては、住宅に困窮する世帯に配慮しつつ、管理コストの縮減とこのを進めておまして、40年後に管理戸数2万戸に削減することとしております。令和5年度におきましては、しゅん工した物件と閉鎖、機能廃止した物件、そういうものを差引きしまして、86戸の削減を行ってございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 水環境課長。

**○水環境課長** 河川愛護団体について御回答させていただきます。

河川愛護団体につきましては、年2回以上、除草、清掃等を実施する団体につきまして、補助金の交付等を行っているところでございます。西田委員がおっしゃるとおり、高齢化に伴う会員数の減少等、負担等の増加などが考えられるところでございますが、公園の愛護会同様、地元のお声をお伺いしながら寄り添いつつ、負担のないよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 河川整備課長。

**○河川整備課長** 土砂災害についてお尋ねがございましたので、その件についてお答えいたします。

民地の場合、崖が崩れたということで応急的な大型土のう等が取り付けられないかでございますが、基本その崖が御自身の土地であれば、まず御自身でやっていただくということが基本になります。次に、崖が他人の崖であるというときは隣接者とお話ししていただいて対応していただく。それが原則でございます。かなり大きな急傾斜地になったりしますと、県がやっている事業等がございますので、自然崖であればそれで対応するというようなのが原則になっております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** 申し訳ございません。ボランティアについて答弁しておりませんでした。

道路サポーターにつきましては、5人以上の団体で、活動延長100メートル以上、年3回以上の活動ということで皆様に御協力いただいております。発足から17年たっておりますけれども、いまだに登録団体が増加をし続けております。令和6年3月末現在で259団体、現時点で264団体でございます。また、こういった活動延長100メートル以上などで団体が組めないという方で個人の方、例えばお一人でもちょっと自宅の前の植樹帯とかに花を植えたいといった方でも活動できるように道路ボランティア花壇という制度も創設いたしました。これにつきましても、少

しずつ団体数が増えてきておりまして、現時点では24団体ございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 御答弁ありがとうございます。

まず、じゃあ防草対策ですが、令和5年度は中央分離帯、コンクリートで7,300万円、それで令和6年度に至るわけですが、先般、製鉄スラグを用いて防草対策をするという、試験的にやりますという発表だったんですが、これ御覧になった市民から、そもそもスラグっていうのは御承知のとおり発生した時点で有害物質、私もちょっと成分よく分かりません。硫黄であったりとか、そういうのが含まれるんじゃないか。当然、製品化するに当たっては、そういった有害物質等はもちろん取り除いているんでしょうが、やはりイメージとしてそういったもともとは有害物質を含んでいたような材質のものを一般市民が日常的に通るようなところに敷いていいのかという御意見もいただいております。そういった市民の懸念というより疑問の声に対して、どういった御見解をお持ちか。

それと、また別の市民からは、環境首都である北九州市が防草対策としてスラグを敷設することは、例えば温暖化の一因であるヒートアイランド問題、あるいは大雨も最近多いですから、都市排水ですね、要はこれで水が一気に流れちゃうわけですよ。そういった観点から、スラグのみをもって防草対策というのはいかがなものかと考えるということなんですけど、御見解を伺います。

**○主査（出口成信君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** 午前中も御説明しましたがけれども、今回使用するカタマSPというのは、既に法律等にのっとって基準を遵守したもので製品化されているものでございます。ただ、やはり以前の古い時代の感覚をお持ちの方は確かに御不安があらうかと思っておりますので、情報発信をする際には、きちんとその辺はこちらも注意はしていきたいと思っております。ただ、今申し上げましたように、ちゃんと製品化されてカタログ等にも載って数字なども根拠を示されておりますので、日本製鉄は信頼を置ける会社でございます。そういったところもありますので、しっかりとPRを今後していきたいと思っております。

今、ヒートアイランドとか大雨の排水の件おっしゃっておられましたけれども、現在中央分離帯の舗装化しておるところは、基本的に1メートル程度ぐらいの幅以下ですね、の幅の狭い中央分離帯の舗装化でございます。道路の全体の面積等々考えますと、その影響というのは本当にごく一部ですので、雨が降った際の排水等に影響するようなものではないと考えております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 今御答弁の中に、スラグに関して古い知識をお持ちの市民がいらっしゃるというような旨の御説明ありましたが、それはちょっといかがなものかなと思っております。古い知識、新しい知識ではなくて、やはりスラグというものに関しての一般的なイメージだと思うの

で、そこは市民に対して古い知識というような説明はされないほうがいいかなと思います。

それと併せて、幅が1メートルだからヒートアイランド、それから排水の件は問題ないよということなんですが、そこもある意味これを試験的に使いますというのは、防草対策の象徴、局長も2月定例会で防草改革をやるんだと。改革はもちろん歓迎するんですが、幅1メートルだから問題ありませんというのは、数字的にはそれは分かるんですけど、環境首都としてこれまで長年にわたって市民、行政、各界で一体となって取り組んできた中で、そういったことをするのがいかなものかという、これも市民の御意見ですから、ぱんぱんぱんと線引いて反論するということよりも、やっぱり懇切丁寧に説明はしていただかないといけないかなと思いますし、スラグ以外にもいろんな手段があると思いますので、今後そういった別の手段ももちろん御検討されるんだろうかなと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

**○主査（出口成信君）** 道路計画課長。

**○道路計画課長** これも繰り返しの答弁になりますけれども、舗装化という言葉が非常に皆様に取り上げられております。ただ、先ほど幅の狭い1メートル未満ぐらいのところを舗装化していると申し上げました。例えば、幅の広い中央分離帯であるとか、そういったところを舗装化すると、見た目も少しどうかというところもありますし、排水のお話とかも、やっぱりそういった御意見もあろうかと思えます。ですので、地被類ですね、植物を植えるような取組などの試験施工もやっております。どこの場所にどういった対策がいいかということも含めて、今他都市の事例も含めて勉強して、もちろんコストの問題もあります。いろんなコストの問題、場所の問題、どこにどういった工法が適しているか、そういったものを今年度基本戦略ということで素案をつくってやっていきたいと考えております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** コストが一番安いからというところで飛びつくのではなくて、やはりこれまでの市の取組であったりとか、市が目指すところというのを総合的に勘案して、どういったものを用いるのかというのはぜひお考えいただきたいかなと思います。

関連して、モノレールの長寿命化に係る中央分離帯の防草対策なんですが、あれはあれで確かに見た目はコンクリートで固めてワイヤーロープ張ってということで、見た目は無機質なんですけど、例えばツツジ植えていたところなんか、信号待ちの車がポイ捨てをよくやっているところとかもありましたし、やっぱり見通しが決してよくない。だから、あれは無理な横断を防ぐためという御説明を一度聞いたことあるんですが、安全面に関する見通しを考えると、モノレールの今の中央分離帯のやり方というのは私は賛成できるかなと思っておりますので、それはそれで続けてもらってもいいかなと思ってます。

次、ボランティアに関して御説明いただきましたが、もう御承知のとおりなんですよね。地域の皆さん、ずっと使命感でやられています。もうとにかく自分たちがやらないといけないという。それも若い世代を決して批判するつもりはないけど、やっぱり比較的年配の世代のいわ

ゆる自治に関する非常に高い意識に支えられてきたわけですね。それが今後、先ほど道路サポーターについては年々増えているという御説明もありましたが、公園愛護会であったりとかというところはやはり地域の例えば役員であったりとか、地域の役目が重なってやっていたりの方が非常に多い。例えば、婦人会であったりとか。その意味では、いつまでもこのボランティアの制度を果たして継続できるかな、それよりもやっぱり高齢化を考えると、もう共助ではなく公助でお願いせざるを得ないところもあろうかと思えます。となると、我々議会は、結果として6月補正で除草費用、昨年並みには復活できたわけですが、人件費の高騰であるとか諸物価の高騰、特に除草はもうほぼ人件費だと思えるんですが、あるいは地域の高齢化を考えると、次年度、令和7年度の予算編成に当たってはむしろ増額すべき事業ではないかと、これはもうぜひ頑張っていたいただきたいなと思えます。

ボランティアが高齢化している、したがってこれまでのように年2回とはいえ、一度の作業が非常にある意味重労働であることに関して、今後声を伺いながら進めていくということなんですが、具体的に何かお考えになっていることがあれば再度伺いたいなと思えます。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 今後につきましては、今検討しているところもございます。今、西田委員が言われました具体的などころというのが今のところ持ち合わせていないところではございますけども、どういうのができるかというのは長期的にいろいろ考えていきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** もう早急にもっと踏み込んで考えないといけないことではないかなと思えますので、よろしくをお願いします。

次、オハフの件なんですけど、私あまりこれ議会で議論したことなくて、今経緯について伺いました。すみません、分かりにくかったんですけど、座席、列車含めて座席の所有者はどこになるんですか。北九州市ではあるんですけど、所有者はどこになるんですか、所管は。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 所有という形になりますと、あくまでも公園施設の一部、座席は1つという形の備品管理をしておりません。公園管理の一体として管理をしております。その中で、様々検討するということで、中に入れる、入れないという、物を入れる、入れないとか、工事があるので、いわゆるどけるということでこちらが設置管理許可の際にそういう工事をすることを確認したということでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 例えば、私が公園の樹木の枝を折って持って帰っても罪には問われないんですか。自分の所有物として持って帰っても罪には問われないんですか。

**○主査（出口成信君）** 公園管理課長。

○**公園管理課長** 状況によるんだろうと思います。ただ、当然物を毀損したということはあるかと思いますが、そういう問題は出てくると考えております。

○**主査（出口成信君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** 状況によるのであれば、じゃあもっと具体的に。例えば、きれいな花が咲いているな、桜でも何でもいいですよ、きれいな花が咲いているな、これちょっと持って帰って家に飾ろうか、あるいは花が好きな方に売ろうかと、売っちゃいましたと、枝を、きれいな花の咲いた枝を折って、それを売っちゃいました。大丈夫ですか。

○**主査（出口成信君）** 公園管理課長。

○**公園管理課長** まさに委員言われますように、取って売るという行為、基本的に売るというものではございませんので、毀損してそれを自分の利益にしたというところは問題は出てくると考えております。以上でございます。

○**主査（出口成信君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** 僕、実は大学るとき友人が放置自転車を勝手に乗っていて、警察に捕まって、嚴重注意のような感じだったと思うんですけど、そのときに占有離脱物横領罪であると警察に言われたと。今回も処分していいですよと、要は所有、占有が市から離れているわけなんですよ。それを転売した。転売したということは、つまり自分の持ち物として転売したわけなんで、占有離脱物横領罪とか、あるいはもうちょっと重い窃盗罪に僕はなるんじゃないかなと思うんですけど、所有者として、例えば法制課であったり、市の顧問弁護士であったり、そういう聞き取りはされていないんですかね。

○**主査（出口成信君）** 公園管理課長。

○**公園管理課長** 現在、顧問弁護士であるとか法制課の相談という形は、門司港レトロ課で整理をしているところでございます。以上でございます。

○**主査（出口成信君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** すみません、門司港レトロ課でやっていらっしゃるんですが、所有者として、先ほど具体例、僕は枝の話したら、やっぱり問題ではないかということだったんで、所有者としてもっと積極的にやるべきじゃないかなと。というのが、門司港レトロ課は今回ある意味結果としてやらかしちゃった側、部署なんですよ。ではなくって、かしのない、手続にかしがなかった都市整備局、所有している公園管理課が客観的にやるべきじゃないかなと思うんですが、御見解を伺います。

○**主査（出口成信君）** 公園管理課長。

○**公園管理課長** 現状としましては、我々は門司港レトロ課に設置管理許可という形で今管理許可を出しているというところがありますので、まずは門司港レトロ課が動く、当然我々も何も動かないということではなくて、連携しながら動いていくという形で考えて、今情報収集、その共有といったところは門司港レトロ課とやっているところでございます。以上でございます。

す。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 何か門司駅の遺構と同じような状況かなと思うんですが、本来やるべきところがやらずに別のところがやっているみたい。それは余談なんです。ぜひ責任持ってやらないと、何だ、転売していいんだということになると、もう市の所有物があちこちで転売されますよ。きちっと結論づけないと。ぜひそこは鋭意よろしくお願ひしたいと思います。

それと次、市営住宅について、40年後に2万戸削減、令和5年度は86戸の削減ということなんですが、行政としてきちっと低所得者に住環境を確保するっていう

お役目はもちろん絶対必要なんですが、この削減のペースって人口減少に沿って削減しているような気がするんですけど、御見解を伺いたしたいと思います。

**○主査（出口成信君）** 住宅計画課長。

**○住宅計画課長** マネジメントの削減についてお答えいたします。

マネジメントの削減については、40年後の世帯数の減少に合わせて、それに基づいて住戸数の削減というものを進めてございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** だから、世帯数の減少に合わせて削減するというのが改革という意味での公共施設マネジメントになるのかどうか。人口減少、世帯数の減少に合わせて削減するのはある意味自然なこと、当然なことだと思うんですが、例えば公マネ、市政変革っていうんですよ。今、市政変革における公マネであれば、世帯数の減少のペースをもっと超えて、例えばですよ、例えば民間の空き室を使うとか、一部それやっていらっしゃるんですが、もっとスピードアップしてもいいんじゃないかなと思うんですけど、市政変革の観点からその辺はどのような御見解ですか。

**○主査（出口成信君）** 住宅計画課長。

**○住宅計画課長** マネジメントの減少についてなんですけれども、市政変革の観点からすると、公共施設マネジメントの実行計画の中で市営住宅の総量が4割程度を占めているというところがございますので、一つはこの部分を縮減していくということがございます。それに合わせて、世帯数はそれ以上に減ってはいくんですけども、今の世帯数見合いの戸数ではなくて、2万戸まで減らすというものは、さらにそれ以上の減少という形で今のところは考えてございます。こうすることによって、最終的には面積ベースであったり公マネ全体の床面積であったり、そういったところでボリュームを減らしていこうという考えでございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** そういう計画だからという説明と受け取るんですが、40年後に2万戸という非常に何か気が遠くなるような、40年後、恐らくここにいる人ほとんどこの世にいませんから。もうちょっと危機感を持ってやってもいいんじゃないかなと。これは意見として終わらせ

ていただきます。

最後、土砂災害警戒区域に関連して、土砂崩れ対応なんですけど、民地だからまずは御自身ということなんですけど、じゃ、例えば、ここもそれなりに、地域ではまだ若いのかな。でも、ある程度もう御年齢の御夫婦のおうちなんですけど、じゃあ応急の対応、例えば土のう、それを持ってきて積むとして、どこに連絡していいのか、誰に頼んだらいいのかも分かんないと思うんですよね。だから、結局多分区役所とか消防に聞くんでしょうけど。どうなんですかね、ほっといたら家が崩れるかもしれないという現場を御覧になって、いやいや、民地なんで御自身でどうぞって言うのが市民の財産、生命を守らなくちゃいけない行政なのかな。さすがにこれちょっと危ないですね、土のうだけでも積ませてもらいますっっちゃうのが僕税金もらってやっているサービスなんじゃないかなと思いますけど、そこは揺らぎませんか。

**○主査（出口成信君）** 河川整備課長。

**○河川整備課長** 崖崩れについての御質問で、まず、被災者というか崖崩れの持ち主が高齢でどうしていいか分からないという人っていると思うんですけど、それはちょっと今そこは所管ではないんですけど、崖相談という制度が市にはあったと理解しているんですよね。その崖相談の中でそういう相談はできると。ただ、費用負担を行政側がするというのは、個人の財産に公金を投入するという意味でちょっと違うのかなと思っております。ということでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 個人の財産に税金を投入するのがいかなものかという答弁は、例えば民間企業に対して補助金なんてばんばん出しているわけで、原則はそうなのかもしれませんが、補助金のことを考えると、私は企業活動も大事だと思うけど、やっぱり市民の生命、財産を守ることのほうがより優先して行政が行う市民サービス、市民の安全を守ることじゃないかなと思うんですよね。だから、民地なんで御自身でどうぞ、崖相談もありますよと。対応してあげてもいいけど、お金は払ってね。分かりました。じゃあ緊急業者に土のうを積んでもらいます。ただし、お金は自分でどうぞということまではできるんですか。

**○主査（出口成信君）** 河川整備課長。

**○河川整備課長** そこは、先ほど申しましたように、所管外でございますので、そこまでちょっと私ではお答えできないということになりますが、崖相談のレベルでいくと、業者を紹介するというのはあったんだと理解しております。

先ほど公金を投入するのはいかなものかというのは、そういう補助金関係で言われているんですけど、要は個人の財産に市がお金を出す、財産形成に該当するという意味で申し上げただけで、それは慎重にあるべきだと。それは従来から市全体のスタンスとしては変わっていないと認識しております。どうしても急傾斜地だとか個人ではどうしてもできないようなもの、それについては今国が急傾斜地事業で10メートル、10軒とか制約はあるんですけど、それは県

が事業としてやっております。そういう意味では、公金投入というのはありということでございますので、付け加えさせていただきます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** そこはやっぱり繰り返しになりますけど、住民、市民の生命、財産を守るということなので、何も土砂崩れの現場に土のうを積んだから、それが個人の財産形成につながったって、誰だってそんなこと思わないわけですし、第一じゃあ専門家の土地家屋鑑定士か何か分かんないけど、弁護士でもいいですよ、これ財産形成しているねなんて裁判所だって多分言わないわけで、それはもう緊急措置だからしょうがないよねで終わると思うんですよ。だから、そこをかたくなに、もう私有地だから自分でやってください、もうできませんというのは僕、災害で困っている方に対してあまりにも冷たいんじゃないかなと思うし、そもそも、繰り返しになりますが、住民の財産、生命を守る基礎自治体として、土のうを積んであげるぐらいの緊急対応は僕は今後考えていただきたい。仮にですよ、仮に費用はもう自分持ちということであっても、そこはもうちょっと柔軟に考えていただきたいと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** ほかにありませんか。井上委員。

**○委員（井上秀作君）** 先ほど森本委員が家の庭の樹木が公道上でばっと出ているっていうのはたくさんあると思うんですけども。民法改正で、本来確かにその人の財産なので切ってはいけないんですけども、行政はできるようになりましたというところですけど、これどんなですか、実効性担保できていると思いますか。具体的にどういうふうにその人の家のものを行政は切るんでしょうか。例えば、最初に行政指導して、お願いします、切ってくださいっていう指導をする。聞かなければ行政処分しますよっていう話に持って行って、ただ、そのときに聴聞とか弁明とか、そんな行政手続法にのっとってやるっていう感じなんじゃないでしょうか。その辺どういうスキームでやっていくおつもりなのかということをお聞きしたいんですけど。

**○主査（出口成信君）** 道路維持課長。

**○道路維持課長** 旧民法に限らずなんですけども、まずは土地の所有者を法務登記等で探します。以前の民法でいくと、そっから枝を切除したいという訴訟を起こしたりといった細かい手続がございますけども、今の段階でいきますと、例えば越境されたところに対して、通知方法は口頭であったり電話であったりメールであったり、いろいろ一般的なものがございますが、先ほどの民法の流れでありますので、訴訟ということも想定しながら、一番理想的なのは内容証明とか、そういったのが一番理想だと思います。それからあとは、所有者が不明とか、そういったところに関しては、登記簿とか、それからあと住民票で調査を尽くしても駄目な場合ということに限られておまして、3番目の緊迫した場合ということに関しては、もう見る限り危険な状態であるということに関して手を下すということになるかと思っております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** 今の最初の内容証明っていうのは行政指導に当たりますか。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 行政指導というよりも、こういった越境したものと、切ってくださいというふうな通知というか通達というか、そういった形になろうかと思えます。以上です。

○主査（出口成信君）井上委員。

○委員（井上秀作君）それを聞かなかった場合は、仮に登記簿上にその所有者とかが載っていたという場合は、その方に対していついつまでに切らなければこっちが切りますよっていうそういう通知を出す、それこそ行政処分になるんじゃないかと思うんですけども、勝手にじゃないけど強制的に切るわけですから。そういった流れということによろしいですかね。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 はい、おっしゃるとおりです。やはり一度限りというわけじゃなくて、何度かコンタクトを取りながら、コミュニケーションができるかどうかとか、そういったところが中心になろうかと思えます。以上です。

○主査（出口成信君）井上委員。

○委員（井上秀作君）それスケジュール感でいくと、多分数か月のスケジュール感ではないかなと思えますけど、そう思われますよね。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 そうですね、やはりなかなか個人の財産を害することになりかねませんので、その辺は慎重にやるべきだと思っております。以上です。

○主査（出口成信君）井上委員。

○委員（井上秀作君）となると、あまり実効性はないって私は感じるんですけども。実際に、御近所の方からそういう苦情が私どものところにも寄せられるんですよ、結構寄せられています。私も民法上の話とかをして、勝手に切ったら駄目ですか、いや、駄目ですという話もするんですけども、じゃあ誰かが切ってくれるんですかって話の中で、今まではできなかったんですが、今後はできるようになりましたとはいえ、頼まれて、じゃあいつぐらいに切ってもらえるんですかっていったときに、いや、多分半年後ぐらいですっていったら、もう全然実効性はないのかなって思うんですけど。この辺のところはもう今後のさらなる改正を待つしかないというような御見解ですかね。

○主査（出口成信君）道路維持課長。

○道路維持課長 そうですね、手を下せるようになったというのが一つの光明というか行政としての手段が増えたなというのはあります。それから、木なので、急に育つってということもないでしょうし、じわじわ来ていて邪魔になっているってところで早めに御相談いただければと思いますし、もしそれが通行に危険があるとか、もう折れて落ちそうだとか、そういったことであれば、行政ですぐに手を出せようかと思えますので、その辺は御相談いただければと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** 分かりました。私としては非常に多分これ手続に時間がかかるんだろうなと感じたから、もう少し早めができるように、皆さん方も国とかから意見を求められたりもするでしょうし、また、そういった民法を基にして条例をつくったりすることも可能ですから、何らかの方法で、危険があるから皆さんそういう陳情されるんですよね。それなのに、いやいや、すみません、手続上の問題でそれはできません、というか非常に時間がかかりますっていうことになると、その間に事故が起きたりとか、そういうことは往々にしてあろうかと思いますので、そのこのところはぜひまた国とも御相談をしながら、できるだけ迅速にできる、先ほど緊急避難的には切ることができることが可能性はあると言われましたけど、緊急避難的に切って、また裁判になりましたとか、相手から訴えられましたみたいな話になっても面倒くさいので、そのあたりのところはきちんと担保をしていただけるような何かをつくってもらえるように、しっかり国とかと話し合っていたいただきたいなと要望させていただきます。以上です。

**○主査（出口成信君）** ほかにありませんか。松尾委員。

**○委員（松尾和也君）** 1点伺います。主要施策の中の公園の老朽化対策なんですけども、八幡西区の公園しか知りませんが、あちこち回る中で、遊具もほとんどがきれいに塗られているし、ベンチもそうです。あとトイレなんですけども、トイレが男女共用のトイレがまだ結構あるんですよね。この男女共用のトイレって、やっぱり今の時代、防犯上は危なっかしいと思うんですよ。こちら見直していくとかという予定はあるんでしょうか。

**○主査（出口成信君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 公園のトイレですけれども、例えば勝山公園のように大きな公園であれば、男女別、あるいは多目的トイレの設置も規模が大きくなっても可能かと思うんですけれども、例えば皆さんの身近にある街区公園、1,000平米とか500平米程度の公園でありますと、公園の中の建蔽率が2%以内と定められておりますので。そこにトイレ、あるいは休憩舎といった建築物を収めなければならないので、男女別のトイレの設置というのは非常に困難かと思っております。現在のところ、老朽化した際には、建て替えを進めておりますが、どうしてもやっぱり小さな公園におきましては男女共用という形での整理になってまいります。以上です。

**○主査（出口成信君）** 松尾委員。

**○委員（松尾和也君）** そうなんです。それ知りませんでした。それならなんですけど、ちょっと昔のタイプのトイレで、ボックス型の個室のトイレがあるじゃないですか、あれ2つ置くとかというのもやっぱり難しいんですか。それを男と女に分けて。

**○主査（出口成信君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** ボックス型のトイレでありまして、例えば今置いているトイレでありますと、例えば既製品のボックスを置くような形ですけれども、3メートル四方等になろうかと思えます。あるいはもう少し小さいものもございまして、その半分程度のものも置いています

けれども、例えば洋式化するですとか、そういった際にはどうしても費用と規模と両方検討していかなきゃいけないということもございまして、男女別のトイレを置くというのが非常に困難かなと思っております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 松尾委員。

**○委員（松尾和也君）** そうですよ、やっぱり緊急のときにトイレっていうのは絶対あったほうがいいし、じゃあ、何だ漏らすのかという話にもなりますから。それは仕方ないなと思うんですけど、例えば男女共用トイレで今起き得ることといたら、小学生ぐらいの女の子が入った後にすぐ僕が入っても全然問題ないじゃないですか、男女共用だから。でも、それってやっぱり危なっかしいと思うんですよ。親の目線からも何か考えてほしいなと思うし、どうしても別で建てることができないんだったら、管轄自体が皆さんのところじゃなくなっちゃうかもしれないけども、防犯カメラをつけるとか、何かしら必要だと思いますんで、こちら要望させてください。終わります。

**○主査（出口成信君）** ほかにありませんか。

ほかになれば、以上で本日の議案の審査を終わります。明日は午前10時から危機管理室及び消防局の関係議案の審査を行います。本日は以上で閉会いたします。

---

令和5年度決算特別委員会 第3分科会	主査	出口成信	㊟
	副主査	泉 日出夫	㊟